

在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認に係る 調査報告書

対州馬



木曾馬



トカラ馬



御崎馬



平成 29 年 3 月

公益社団法人 中央畜産会

目 次

はじめに	1
1 事業の概要	3
2 実施期間	3
3 実施団体	3
4 調査結果	3
(1) 在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認検査	
(2) 在来馬等飼養・衛生状況実態調査	
5 総括	39
在来馬等馬伝染性貧血清浄化技術検討専門部会委員	
(参考)	41
1 馬伝染性貧血について	42
2 在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認検査の状況	43
(1) 木曾馬	
(2) 対州馬	
(3) 御崎馬	
(4) トカラ馬	

はじめに

馬伝染性貧血は、世界各国で発生が認められており、我が国でも古くから馬産業に多大な損害をもたらしてきた伝染病であり家畜伝染病に定められている。

馬伝染性貧血の検査が病原ウイルスに特異的な抗体を検出する寒天ゲル内沈降反応に改められた昭和 53 年以来、感染馬の的確な摘発が可能となり、昭和 58 年を最後に本病の発生は認められていなかった。その後、平成 6 年に岩手県の農用馬 2 頭で発生が認められたが、競走馬及び乗用馬群では、家畜伝染病予防法に基づく検査や自主検査が広く実施されており、現在に至るまで発生が認められず長年にわたり清浄性が維持されていると考えられていた。

このような状況下で、平成 23 年宮崎県で、育成牧場と野生の御崎馬から合計 14 頭もの陽性馬が摘発される事態が生じ、関係者に大きなショックを与えた。野生の在来馬群に陽性馬の存在が確認され、吸血昆虫で伝播する本病の特性を考慮すると、さらなる集団的な発生に拡大することが懸念された。

こうした状況を考慮すると、このたび、都道府県畜産協会等各団体が、日本古来の主な在来馬 4 品種について馬伝染性貧血の検査が実施されたことはまことに時宜にかなったものと考ええる。本検査のために不可欠の血液採取には現地において大変なご苦労が伴ったと聞いているが、関係団体の真摯な協力を得て延べ 1,000 頭に近い検査の結果、「全ての馬が陰性であった。」という貴重な成績が得られた。この結果を踏まえると、従来、未確認であった在来馬の馬伝染性貧血の清浄性も確認された。

これらの実績・成果について本書に取りまとめたものであり、本事業に携わった関係者のご労苦に心からの敬意を表する次第である。

関係者を始め本病に関心のある方々の参考に資していただければ幸甚である。

平成 29 年 3 月

公益社団法人 中央畜産会
副会長 南波 利昭

1 事業の概要

馬伝染性貧血は、現在も世界各国で発生が認められ、清浄国として認知されている国はほとんどなく、平成 24 年にアイルランドやドイツで集団発生が報告されている。

我が国でも古くから発生が続発してきたものの、血清診断法の確立以降は確実な摘発・淘汰が可能となったことから、この防疫方法を的確に実施したこと等により、本病は急速に減少し、昭和 59 年以降の発生は、平成 5 年の岩手県の一農家における農用馬 2 頭のみであった。しかし、平成 23 年 3 月に在来馬において国内では 18 年ぶりとなる摘発があり、野外の馬群においてなお本病ウイルスの存在することが明らかとなった。

このため、馬伝染性貧血の清浄性確保のための在来野生馬をも含めた馬伝染性貧血の清浄性確認等調査の実施、本病知識の普及啓発に取り組み、生産段階での効果的な馬防疫措置の推進を図ることとした。

2 実施期間

平成 26 ～ 28 年度

3 実施団体

(1) 在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認検査

品種	：実施対象県
木曾馬	：長野県・山梨県・岐阜県
対州馬	：長崎県
御崎馬	：宮崎県
トカラ馬	：鹿児島県

(2) 在来馬等飼養・衛生状況実態調査

実施対象県
全国 47 都道府県畜産協会等

4 調査結果

(1) 在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認検査

本調査の対象馬は、馬防疫検討会（馬伝染性貧血清浄度評価専門会議）の報告を踏まえ、清浄性確認検査の必要性があるとされた 4 品種（木曾馬、対州馬、御崎馬及びトカラ馬）とした。

それぞれ飼養されている地域の状況を考慮し、飼養当該県畜産協会等に調査をお願いした。この中で、木曾馬においては、主に長野県、山梨県及び岐阜県に県境を越えて飼養されている状況にあるが、最も飼養頭数が多い長野県が取りまとめ担当として対応された。

①飼養概況

平成 24 年度調査時の状況を次に示す。

ア 木曾馬

木曾馬は、長野県南西部に位置する木曾地域を中心に飼養されている日本在来馬の一種で、全国に約 150 頭飼養されているが、長野県、岐阜県及び山梨県の 3 県で 100 頭程である。

長野県の飼養主体は、開田高原振興公社が開設する木曾馬の里乗馬センターである。岐阜県は、かつて名鉄日和田木曾馬牧場で飼養されていた木曾馬が岐阜市畜産センター公園、農林高校等に引き取られて飼養され、山梨県は、主に乗馬施設で観光用に飼養されている。

その他は、全国に分散して、50 頭程が飼養されている。基本的には、舎飼いであるが、放牧施設を有する飼養施設もある。

イ 対州馬

長崎県の対馬を中心に 40 頭程度飼養。体高は 125cm ～ 135cm で、毛色は鹿毛、青毛、栗毛となっている。外貌としては、小格で馬銜を使わず頭絡と一本手綱で馬を制御出来るため、女性でも容易に扱える。対馬における主な飼養地は、目保呂ダム馬事公園、あそうベイパーク、4 か所の放牧場の 6 か所である。飼養馬は、主に市及び対州馬保存会によって管理されており、一部放牧場に飼養されていた馬を除き、人に慣れている。

ア) 目保呂ダム馬事公園

目保呂ダム馬事公園では、対州馬の乗馬体験、小中学校の遠足や総合学習の場として提供するとともに、毎年 10 月開催の初午祭馬跳ばせなどの活動を行っており、また、種の保存のための繁殖を進めている。(調教済馬 10 頭在舎)

イ) あそうベイパーク

浅茅湾に面した敷地に、様々なレジャー施設が整っている総合公園。

キャンプはもちろん、バーベキュー場としても利用が出来る。

また、対州馬と触れ合える牧場、アスレチック、カヌーボート、遊歩道など充実したレジャー施設がある。(調教済馬 3 頭在舎)

ウ 御崎馬

宮崎県串間市の都井岬に生息する日本在来馬の 1 種で昭和 28 年に国の天然記念物に指定されている。体長・体高ともに 130cm 前後、毛色は鹿毛、黒鹿毛が多い。100 頭程が周年放牧されており、種雄馬を中心に数頭の雌馬と子馬で構成された群(ハーレム)を作る。都井御崎牧組合が馬や生息地を管理している。

エ トカラ馬

トカラ列島(十島村)に故郷をもつ島嶼型の小型の日本在来馬である。現在、十島村中之島のトカラ馬のみが鹿児島県の天然記念物に指定され、鹿児島大学入来牧場及

び開聞山麓自然公園は種の保存として飼養され、この3か所が主な飼養地であり、トカラ馬の保存のために管理されている。また、その他展示用、福祉用等として4か所でも飼養されている。

ア) 十島村中之島 (中之島)

中之島は村営の2つの放牧地で、24頭が周年放牧され、管理人が常時健康状態等を把握している。人との関わりがあるため、一部の馬を除き慣れている。

イ) 鹿児島大学入来牧場 (入来)

入来牧場は大学の附属農場として和牛を放牧(輪牧)で飼養しているが、通常和牛を放牧した後、掃除刈りを兼ねて42頭が周年放牧されている。馬は人との関わりが少なく慣れていない状況である。

ウ) 開聞山麓自然公園 (開聞)

開聞岳山麓で亜熱帯自然公園とゴルフ場を経営している民間会社が、ふれあい公園としてトカラ馬を飼養しており、昼は放牧で、夜はパドックに収容する飼養形態で57頭が飼養されている。パドックでの飼養もあるため、人には慣れている。

エ) その他

展示用として動物園で2頭、福祉用等として大島で農場2か所4頭、宝島では乗用馬として農場に1頭が飼養されている。

②検査体制

ア 木曾馬

長野県にあっては、木曾馬の里では、個別に飼養された厩舎で個体ごとに頭絡で保定して採血し、一部は保定枠に馬を誘導して採血した。また、それ以外では、厩舎で個体ごとに頭絡で保定して採血した。

岐阜県及び山梨県においては、飼養施設において個別飼いがほとんどであり、頭絡をかけて保定・採血した。検査については、飼養施設を管轄する家畜保健衛生所にてゲル内沈降反応を実施した。

イ 対州馬

対馬地域に飼養されており、飼養場所においてはパドックが設置されているが、厩舎内では個別飼養である。

対州馬は温厚であるため、基本的には保定枠に入ることなく、ほとんどの個体が頭絡で保定しての採血が可能であった。

また今年度(平成28年度)事業でマイクロチップの挿入を実施し、確実な個体確認により、計画的な交配の維持と近親交配の軽減を行うこととした。

島内の対馬家畜保健衛生所において、採血後の血清を用い、ゲル内沈降反応による検査を実施している。

ウ 御崎馬

御崎馬は、都井岬半島内に区分された自然公園内に放牧されている。検査は、初日に2か所に設置してある追込み柵への追込み作業、2日目に追い込み柵に設置してある保定枠へ馬を追い込み、保定後、個体確認作業、採血を実施。

個体確認は、凍結烙印及びマイクロチップを挿入してマイクロチップリーダーで確認。

追い込み作業は、牧組合を中心に、採血作業は宮崎大学を中心に、その他串間市職員、九州地域内から参画したボランティア等多くの関係者の協力のもとに実施されている。

馬伝染性貧血の検査については、宮崎大学においてPCR及びゲル内沈降反応を実施。併せて宮崎家畜保健衛生所にてゲル内沈降反応を実施。

エ トカラ馬

飼養地においては、放牧主体であり、中之島・入来は馬追して追込み枠・保定枠へ、開聞は夜はパドックに馬を収容するため、パドックから追込み枠・保定枠へ馬を導き、個体ごとに頭絡で保定して採血した。また、その他の4箇所は舎飼いのため個体ごとに頭絡で保定し採血を実施。

採血作業は、各管轄する家畜保健衛生所職員の協力のもと、現地の管理人・職員及び獣医師、家畜畜産物衛生指導協会（事務局）等の職員で実施した。個体確認はマイクロチップを挿入して、マイクロチップリーダーで確認した。

検査はそれぞれの飼養施設を管轄する鹿児島県中央家畜保健衛生所（中之島等）、南薩家畜保健衛生所（開聞）、北薩家畜保健衛生所（入来）がゲル内沈降反応を実施。

③ 検査結果

調査期間に実施した検査結果は次のとおり。

（単位：頭）

年度 品種 (実施県名)	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		合 計	
	検査頭数 (飼養頭数)	陰性頭数 (条例検査等)	検査頭数 (飼養頭数)	陰性頭数 (条例検査等)	検査頭数 (飼養頭数)	陰性頭数 (条例検査等)	延べ検査頭数 (飼養頭数)	延べ陰性頭数 (条例検査等)
木曾馬	31 (91)	31 (57)	76 (111)	76 (0)	35 (106)	35 (0)	142 (308)	142 (57)
(山梨県)	- (24)	- (24)	25 (25)	25 (0)	0 (25)	0 (0)	25 (74)	25 (24)
(岐阜県)	1 (25)	1 (23)	1 (30)	1 (0)	1 (27)	1 (0)	3 (82)	3 (23)
(長野県)	30 (42)	30 (10)	50 (56)	50 (0)	34 (54)	34 (0)	114 (152)	114 (10)
対州馬 (長崎県)	- (31)	- (30)	38 (39)	38 (0)	37 (37)	37 (0)	75 (107)	75 (30)
御崎馬 (宮崎県)	78 (94)	78 (0)	88 (96)	88 (0)	83 (102)	83 (0)	249 (292)	249 (0)
トカラ馬 (鹿児島県)	100 (116)	100 (0)	120 (120)	120 (0)	131 (131)	131 (0)	351 (367)	351 (0)
合 計	209 (332)	209 (87)	322 (366)	322 (0)	286 (376)	286 (0)	817 (1,074)	817 (87)

(注)・平成 26 年度において、山梨県 24 頭、岐阜県 23 頭、長野県 10 頭及び長崎県 30 頭にあっては、家畜保健衛生所で検査実施済みであったため、本事業の検査実績として計上していない。

・合計欄の検査・陰性頭数は、3 か年の延べ数。

④ 検査結果の分析及び総括

上記表に示すとおり、3か年で延べ817頭を検査することができた。

馬伝染性貧血は、我が国でも過去には多数の発生が認められていたが、血清診断法の確立により確実な摘発・淘汰が可能となり、発生数は急速に減少し、昭和58年を最後に摘発馬は認められなくなった。しかし、平成5年に岩手県で農用馬2頭が摘発され、その後、再び摘発馬が認められない時期が続いていたが、平成23年3月に宮崎県の御崎馬で馬伝染性貧血が摘発され、陽性馬は淘汰された。この事例により、在来馬の一部に本病の清浄性が確認されていない馬群が存在していることが明らかとなった。

このような経緯を踏まえて、平成25年に「馬防疫検討会 馬伝染性貧血清浄度評価専門会議」が開催された。本専門会議において、競走馬や乗用馬などの家畜伝染病予防法に基づく検査や各種自衛検査などを受けている馬群の清浄性は確認された。一方、在来馬の一部については清浄性の確認に至らず、全頭検査を実施することが望ましいと結論された。

本事業では、専門会議の協議結果に基づいて、清浄性の確認が十分になされていない在来馬の木曾馬、対州馬、御崎馬及びトカラ馬について、馬伝染性貧血検査を平成26年度から28年度の3年間、長野県、山梨県、岐阜県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県の協力を得て実施した。

在来馬における馬伝染性貧血検査では、平成26年度には、飼養頭数332頭について条例検査等で87頭、本事業で209頭の計296頭を検査した。27年度には、飼養頭数366頭中、条例検査等で0頭、本事業で322頭の計322頭を検査し、最終年度である28年度には、飼養頭数376頭中、条例検査頭等0頭、本事業で286頭の計286頭を検査した。

検査頭数は、3年間で延べ817頭であり、すべて陰性であった。当初計画においては、3年間で飼養馬について2回の検査を実施することを計画したが、全ての馬について2回の検査を行うことはできなかった。しかし、3年の調査期間の中で確実に1回は検査が実施され、かつその全てで陰性が確認されたこと、都道府県条例等における検査成績等から、各地域で飼養されている在来馬について馬伝染性貧血ウイルス感染馬は存在しないと推察された。

(別添参照資料)

- ・馬伝染性貧血清浄性確認検査概況

在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認検査概況

①馬伝染性貧血の検査内訳（平成 26 年度）

（単位：頭）

区分	実施県	飼養頭数	検査実施状況		備考
木曾馬	山梨県	24	(24)	陰性	・紅陽台木曾馬牧場 24 頭（全て県条例で実施）
	長野県	42	(10) 30	陰性	・木曾馬の里 30 頭検査 ・トレーニングセンター 12 頭（県条例 10 頭実施）2 頭未実施（27 年度予定）
	岐阜県	25	(23) 1	陰性	・25 年度 23 頭実施、26 年度 1 頭、1 頭未実施（27 年度予定）
	計	91	(57) 31	陰性	・3 頭は 27 年度実施予定
対州馬	長崎県	31	(30)	陰性	・長崎県が事業開始前の平成 26 年 4 月に 2 戸 30 頭を検査し、陰性を確認。 ・島原の 1 頭 27 年度実施予定
御崎馬	宮崎県	94	78	陰性	・16 頭は 27 年度実施予定 94 頭（H.26.9 現在）
トカラ馬	鹿児島県	116	100	陰性	・平川動物園飼養 2 頭 ・中之島飼養 22 頭中 9 頭 ・開門山麓自然公園飼養 53 頭中 50 頭 ・入来牧場 39 頭の計 100 頭（すべて陰性）
合計		332	(87) 209	陰性	・未実施 36 頭（長野 2、岐阜 1、長崎 1、宮崎 16、鹿児島 16）27 年度実施予定

（注）検査実施状況欄の（ ）内の数字は、県条例等で実施、25 年度調査で実施のものを含む。平成 27 年 3 月 31 日現在。

②馬伝染性貧血の検査内訳（平成 27 年度）

（単位：頭）

区 分	実施県	飼養頭数	検査実施状況		備 考
木曾馬	山梨県	25	25	陰性	・紅陽台木曾馬牧場 25 頭（H28.2.18）
	長野県	56	50	陰性	・木曾馬の里 34 頭検査（H27.4.22） ・農家 3 頭検査（H27.4.22） ・農家 2 頭検査（H27.8.4） ・農家 1 頭（検査 H27.9.4） ・農家 2 頭検査（H27.10.1） ・農家 4 頭検査（H27.11.10） ・農家 1 頭検査（H27.11.26） （木曾馬トレッキングセンター廃業 H27.3.31） ・農家 3 頭検査（H28.2.29） 平成 27 年度検査頭数 50 頭（すべて陰性）
	岐阜県	30	1	陰性	・導入 5 頭 ・27 年度 1 頭検査
	計	111	76	陰性	
対州馬	長崎県	39	38	陰性	・対馬 38 頭検査（4 月 4 頭、10 月 34 頭）、島原 1 頭未検査
御崎馬	宮崎県	96	88	陰性	96 頭（H.27.9 現在） ・88 頭検査（5/23・24、26 年度検査を含め飼養馬全頭陰性）
トカラ馬	鹿児島県	120	120	陰性	・開聞山麓 51 頭（10/2） ・入来牧場 42 頭（12/15） ・中之島 25 頭（2/9） ・平川動物園 2 頭（10/30） 合計 120 頭（全頭陰性）
合 計		366	322	陰性	・26 年度実施を含めると飼養頭数（366 頭）は全頭陰性 ・未検査 44 頭（長野 6 頭、岐阜 29 頭、長崎 1 頭、宮崎 8 頭：26 年度で陰性確認）

（注）・平成 28 年 3 月 31 日現在。

③馬伝染性貧血の検査内訳（平成 28 年度）

（単位：頭）

区 分	実施県	飼養頭数	検査実施状況		備 考
木曾馬	山梨県	25	0	陰性	・ 紅陽台木曾馬牧場 25 頭（H28.2.18）
	長野県	54	34	陰性	・ 木曾馬の里 29 頭検査 （H28.7.22）全頭陰性 ・ 平成 28 年度検査頭数 34 頭（陰性）
	岐阜県	27	1	陰性	・ 農家 1 頭（4/8）、未検査 2 頭 ・ 24 頭（25 年度 23 頭、26 年度 1 頭、27 年度 1 頭：1 頭重複）
	計	106	35	陰性	
対州馬	長崎県	37	37	陰性	・ 佐世保 3 頭（6/1） ・ 対馬 34 頭検査（9/16～9/17） ・ あそうベイパーク 4 頭 ・ 目保呂ダム馬事公園 17 頭 ・ 第 1～4 放牧場 10 頭 ・ 農家（上対馬・厳原） 3 頭 合計 37 頭（全頭陰性）
御崎馬	宮崎県	102	83	陰性	・ 83 頭検査（9/24、25・27 年度検査を含め飼養頭数全頭陰性）
トカラ馬	鹿児島県	131	131	陰性	・ 開聞山麓 57 頭（9/21） ・ 入来牧場 42 頭（11/1） ・ 中之島 24 頭（8/9） ・ 平川動物園 2 頭（10/14） ・ 農家 3 頭（8/19） ・ 農家 1 頭（9/9） ・ 農家 1 頭（8/24） ・ 宝島 1 頭（2/7） 合計 131 頭全頭陰性
合 計		376	286	陰性	・ 26 年度・27 年度の検査結果を勘案し、飼養頭数（376 頭）は全頭陰性と判断

・平成 29 年 2 月 22 日現在。

(2) 在来馬等飼養・衛生状況実態調査

全国 47 都道府県の畜産協会等、家畜保健衛生所等に、馬の飼養状況及び馬伝染性貧血の検査状況の調査を依頼した。その報告を下記表に取りまとめた。

(単位：頭、%)

調査報告のあった 都道府県	馬飼養頭数 (検査頭数)	馬伝染性貧血検査の状況			
		法令検査対象		法令検査対象外	
		検査済	未検査	検査済	未検査
47	(100.0)	56,779 (81.0)		13,354 (19.0)	
	70,133	56,260	519	6,683	6,671
	(100.0)	(80.2)	(0.7)	(9.5)	(9.5)

馬伝染性貧血の未発生の継続等に伴い、家畜伝染病予防法の改正（第 5 条関係：平成 15 年 7 月 9 日）が行われ、都道府県の飼養状況等に応じて条例の改正が行われ、近年、数年度に一度の検査に移行したこと（主な検査体制は、5 年に一度の検査（5 年に一度の検査、地域を指定（区分）して 5 年間で全域を調査等）等から、本事業の 3 年間の調査で各都道府県管内の飼養頭数の全てを検査する状況にないことに鑑み、各都道府県の検査状況（体制）、飼養馬の検査実施状況の把握に努め調査を実施した。

平成 26 年度及び 27 年度の 2 年間の調査状況をもとに委員会等で協議を行い、特に平成 28 年度の調査においては、本調査の最終年度であること等から、都道府県家畜保健衛生所の協力等により、前述の状況を参酌し、平成 25 年度以前の検査状況についても調査を願い、28 年度調査時点における飼養馬の検査状況を把握して、調査様式（別掲）に記載するようお願いした。

なお、都道府県の告示により実施されている検査にあつては、180 日未満の馬（特に北海道）、肥育馬、愛玩馬等については検査除外されていること等から、飼養頭数と検査頭数が一致していない地域があった。

ア 調査実施県は、全国 47 都道府県。

事業の調査期間は、平成 26 年度～平成 28 年度（4 月～ 11 月）。平成 28 年度の調査時の検査状況を主体に記載。

イ 馬伝染性貧血の検査状況は、馬飼養（検査）頭数 70,133 頭のうち、法令による検査対象頭数 56,779 頭（81.0%）、同検査対象外頭数 13,354 頭（19.0%）

（全国馬飼養状況：平成 26 年、73,977 頭・5,036 戸）であった。

法令検査対象馬で未検査頭数が存在することについては、複数年（4 年若しくは 5 年）に一度の検査に移行したが、その検査期間が未だ満了していない県にあつては（例えば長野県）、未検査として処理されているもの、小格馬、愛玩用飼養等で未検査のものがあった。

ウ 馬飼養（検査）頭数 70,133 頭のうち、62,943 頭（89.7%）の馬が馬伝染性貧血検査を受けていた。

エ 未検査の馬が約 10% (7,190 頭)いたが、その多くを飼養する青森県、熊本県、福岡県、沖縄県等の状況をみると、それは肥育用馬であり、短期間の肥育により肉用として処理されるもので、県の条例において検査除外として扱われていた。

また乗用馬、愛玩馬、展示用馬については、個人あるいは民間団体等による 1 頭あるいは少数頭飼養、動物園等での展示飼養の馬が主であった。

オ 飼養（検査）頭数の用途別内訳は次のとおり。

(単位：頭、%)

用途	乗用	農用	肥育用	繁殖用	展示用	福祉用	競走用	その他	計
頭数	17,309	165	6,105	13,600	1,322	206	26,176	5,250	70,133
割合	24.7	0.2	8.7	19.4	1.9	0.3	37.3	7.5	100

(概況)

用途別内訳によると、「競走馬」が約 40%、「乗用」が約 25%、「繁殖用」が約 20%となっている。

「競走馬」は、主な産地である北海道、JRA のトレーニングセンター所在地の茨城県、滋賀県、地方競馬開催地の岩手県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、岐阜県、兵庫県、高知県、佐賀県等で飼養されている。

「乗用」は、乗馬クラブ等が多く存在する北海道、千葉県、神奈川県、その他関東地域、甲信越地域、中部・近畿地域を中心に飼養されている。

「繁殖用」は、そのほとんどが北海道、九州の熊本県、東北の青森県、宮城県、長野県であった。

「肥育用」が約 10%を占めたが、その主体が熊本県、青森県、福岡県であり、地域の食性が反映されたものと考えられた。

「その他」が、5,250 頭と全体の 7.5%を占めたが、その多くは北海道 2,439 頭（うち小格馬 1,367 頭）、沖縄県 643 頭（その他（島嶼飼養で品種不明）485 頭）、鹿児島県 370 頭（在来馬 146 頭）、青森県 236 頭（うち軽種 135 頭、小格馬 53 頭）、茨城 213 頭（小格馬 213 頭）であった。

また、全国の各地域の飼養状況、家畜伝染病予防法第 5 条に基づく告示内容について別添に示した。

カ 馬伝染性貧血の法令による検査対象外の馬で検査を受けていないものの飼養状況等報告のあった 28 府県の平成 26 年度における調査結果の概要は、つぎのとおり。

ア) 法令による検査の対象外の馬（馬科動物）の飼養場所数は 452 か所、飼養頭数は 2,105 頭であった。

イ) 検査対象外の馬の用途は、主に乗用（小格馬）、肥育用、展示用、その他（愛玩用）等であった。

ウ) 飼養形態は、舎飼・個体ごとの飼養が多いが、群飼・放牧などの混在した飼養形態もあった。

- エ) 畜舎の衛生状態は、概ね良好であったが、吸血昆虫対策を講じている例は少なかった。
- オ) 繁殖履歴及び繁殖予定のある馬並びに移動履歴及び移動予定のある馬は、多くはなかった

(別添参照資料)

- ①馬伝染性貧血清浄性確認に係る検査状況（用途別・品種別・年度別全国集計）
- ②馬伝染性貧血清浄性確認に係る検査状況（法令対象等）
- ③馬伝染性貧血清浄性確認に係る検査状況（用途別内訳）
- ④全国の馬飼養の状況について
- ⑤家畜伝染病予防法第5条に基づく告示内容等（平成28年度現在）
- ⑥在来馬等飼養・衛生状況実態調査結果（馬伝染性貧血の検査対象外であって検査を受けていない馬の概要）
- ⑦調査様式（平成28年度報告）

①馬伝染性貧血清浄性確認に係る検査状況（用途別・品種別・年度別全国集計）

（単位：頭、％）

用途	品種等	飼養頭数 (検査頭数)	検査対象頭数（頭）							検査対象外頭数（頭）							検査	未検査
			検査						未検査	検査					未検査			
			≦24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計		≦24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		計		
①乗用	①軽種	12,754	120	1,413	6,519	1,190	1,758	11,000	100	29	75	910	242	339	1,595	59	12,595	159
	②重種	147	10	14	41	31	34	130	11	2	0	1	0	0	3	3	133	14
	③中間種	2,729	129	285	986	520	391	2,311	32	9	24	80	112	93	318	68	2,629	100
	④小格馬	1,075	28	216	297	108	208	857	30	5	10	34	36	24	109	79	966	109
	⑤在来馬	438	33	55	108	55	117	368	5	1	1	5	46	1	54	11	422	16
	⑥その他	166	3	9	53	1	56	122	2	1	0	1	3	29	34	8	156	10
	小計	17,309	323	1,992	8,004	1,905	2,564	14,788	180	47	110	1,031	439	486	2,113	228	16,901	408
②農用	①軽種	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	②重種	163	4	11	28	0	17	60	87	0	0	0	0	0	0	16	60	103
	③中間種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	④小格馬	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	⑤在来馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑥その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	165	4	11	29	0	17	61	87	0	0	0	0	0	0	17	61	104
③肥育用	①軽種	388	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	386	2	386
	②重種	4,712	1	0	0	5	9	15	0	1	716	0	0	0	717	3,980	732	3,980
	③中間種	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	60
	④小格馬	337	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	11	0	11	314	23	314
	⑤在来馬	224	2	5	0	0	0	7	0	0	0	3	0	0	3	214	10	214
	⑥その他	384	0	292	0	0	1	293	0	0	0	0	0	30	30	61	323	61
	小計	6,105	17	297	0	5	10	329	0	1	716	3	11	30	761	5,015	1,090	5,015

①馬伝染性貧血清浄性確認に係る検査状況（用途別・品種別・年度別全国集計） つづき

（単位：頭、％）

用途	品種等	飼養頭数 (検査頭数)	検査対象頭数（頭）							検査対象外頭数（頭）							検査	未検査
			検査						未検査	検査						未検査		
			≦24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計		≦24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計			
④繁殖用	①軽種	10,800	1,842	353	2,997	2,081	3,466	10,739	0	0	0	0	60	1	61	0	10,800	0
	②重種	1,772	280	249	357	300	582	1,768	4	0	0	0	0	0	0	0	1,768	4
	③中間種	93	14	9	4	28	37	92	0	1	0	0	0	0	1	0	93	0
	④小格馬	734	72	214	93	122	195	696	36	0	1	0	0	0	1	1	697	37
	⑤在来馬	193	60	32	48	19	34	193	0	0	0	0	0	0	0	0	193	0
	⑥その他	8	0	6	0	0	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
	小計	13,600	2,268	863	3,499	2,550	4,316	13,496	40	1	1	0	60	1	63	1	13,559	41
⑤展示用	①軽種	86	2	7	31	1	1	42	17	0	4	14	0	4	22	5	64	22
	②重種	39	0	2	20	1	2	25	0	0	1	0	0	9	10	4	35	4
	③中間種	65	1	10	5	17	6	39	8	0	0	2	0	4	6	12	45	20
	④小格馬	838	46	126	180	41	72	465	7	16	13	31	27	95	182	184	647	191
	⑤在来馬	151	0	79	23	3	16	121	0	0	2	0	1	10	13	17	134	17
	⑥その他	143	1	4	0	0	4	9	2	0	1	0	0	0	1	131	10	133
	小計	1,322	50	228	259	63	101	701	34	16	21	47	28	122	234	353	935	387
⑥福祉用	①軽種	103	7	5	2	49	14	77	0	0	0	8	0	12	20	6	97	6
	②重種	4	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2
	③中間種	21	2	5	3	0	2	12	0	0	0	2	0	0	2	7	14	7
	④小格馬	58	0	4	6	3	4	17	3	0	10	1	0	3	14	24	31	27
	⑤在来馬	12	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3	3	8	4	8
	⑥その他	8	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	2	5	3	5
	小計	206	10	14	12	54	20	110	3	0	10	11	0	20	41	52	151	55
⑦競走用	①軽種	25,436	1,626	817	10,907	3,365	5,719	22,434	22	0	0	2,824	156	0	2,980	0	25,414	22
	②重種	649	11	20	5	41	571	648	0	0	1	0	0	0	1	0	649	0
	③中間種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	④小格馬	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	⑤在来馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑥その他	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	90	0	90	0
	小計	26,176	1,637	838	10,912	3,406	6,290	23,083	22	0	1	2,824	156	90	3,071	0	26,154	22
⑧その他	①軽種	574	107	141	93	16	90	447	0	45	10	29	0	0	84	43	531	43
	②重種	386	33	47	34	33	219	366	0	0	0	0	0	0	0	20	366	20
	③中間種	115	23	12	20	2	22	79	0	10	1	6	0	0	17	19	96	19
	④小格馬	2,681	238	243	712	367	557	2,117	83	25	8	13	3	80	129	352	2,246	435
	⑤在来馬	619	186	30	36	27	131	410	50	6	0	3	0	125	134	25	544	75
	⑥その他	875	12	49	150	28	34	273	20	0	0	0	14	22	36	546	309	566
	小計	5,250	599	522	1,045	473	1,053	3,692	153	86	19	51	17	227	400	1,005	4,092	1,158
合計	70,133	4,908	4,765	23,760	8,456	14,371	56,260	519	151	878	3,967	711	976	6,683	6,671	62,943	7,190	

②馬伝染性貧血清浄性確認に係る検査状況（法令検査対象等）

（単位：頭数、％）

都道府県	馬飼養頭数 (検査頭数)	馬伝染性貧血検査の状況				検査頭数	未検査頭数	備 考	
		法令検査対象		法令検査対象外					
		検査済	未検査	検査済	未検査				
1	北海道	28,609	28,609	0	0	0	28,609	0	
2	青森県	1,772	685	7	1	1,079	686	1,086	肥育用馬で検査対象外
3	岩手県	101	95	6	0	0	95	6	
4	宮城県	1,019	457	0	513	49	970	49	
5	秋田県	230	32	13	6	179	38	192	
6	山形県	37	0	0	9	28	9	28	
7	福島県	1,215	1,215	0	0	0	1,215	0	
8	茨城県	4,640	4,571	69	0	0	4,571	69	
9	栃木県	941	866	23	0	52	866	75	
10	群馬県	650	561	30	3	56	564	86	
11	埼玉県	1,585	1,585	0	0	0	1,585	0	
12	千葉県	3,224	3,224	0	0	0	3,224	0	
13	東京都	1,402	1,402	0	0	0	1,402	0	
14	神奈川県	1,663	1,632	0	0	31	1,632	31	
15	新潟県	126	115	11	0	0	115	11	
16	富山県	95	67	0	6	22	73	22	
17	石川県	693	671	4	18	0	689	4	
18	福井県	92	70	8	1	13	71	21	
19	山梨県	512	450	0	25	37	475	37	
20	長野県	740	612	128	0	0	612	128	
21	岐阜県	773	751	0	0	22	751	22	
22	静岡県	918	845	0	0	73	845	73	
23	愛知県	1,331	1,159	0	172	0	1,331	0	
24	三重県	754	346	2	403	3	749	5	
25	滋賀県	3,510	566	0	2,944	0	3,510	0	
26	京都府	408	408	0	0	0	408	0	
27	大阪府	635	190	0	445	0	635	0	
28	兵庫県	2,079	1,702	0	377	0	2,079	0	
29	奈良県	274	259	1	14	0	273	1	
30	和歌山県	115	0	0	72	43	72	43	
31	鳥取県	244	206	3	12	23	218	26	
32	島根県	169	23	84	29	33	52	117	
33	岡山県	471	471	0	0	0	471	0	
34	広島県	69	61	1	0	7	61	8	
35	山口県	200	123	2	17	58	140	60	
36	徳島県	50	35	1	7	7	42	8	
37	香川県	123	115	5	0	3	115	8	
38	愛媛県	121	64	3	15	39	79	42	
39	高知県	165	9	0	74	82	83	82	
40	福岡県	1,539	436	8	720	375	1,156	383	肥育用馬で検査対象外
41	佐賀県	759	544	0	38	177	582	177	
42	長崎県	144	27	9	28	80	55	89	
43	熊本県	3,810	334	31	323	3,122	657	3,153	肥育用馬で検査対象外
44	大分県	234	9	0	122	103	131	103	
45	宮崎県	484	323	0	7	154	330	154	
46	鹿児島県	724	164	20	282	258	446	278	
47	沖縄県	684	171	50	0	463	171	513	島嶼にて検査対象外
合 計		70,133	56,260	519	6,683	6,671	62,943	7,190	
割 合		100	80.2	0.7	9.5	9.5	89.7	10.3	

③馬伝染性貧血清浄性確認に係る検査状況（用途別内訳）

（単位：頭、％）

都道府県	馬飼養頭数 (検査頭数)	用途別内訳							
		乗用	農用	肥育用	繁殖用	展示用	福祉用	競走用	その他
1 北海道	28,609	1,418	51	24	12,879	162	67	11,569	2,439
2 青森県	1,772	125	6	1,079	192	55	0	79	236
3 岩手県	101	52	1	1	31	2	0	0	14
4 宮城県	1,019	554	0	0	66	26	0	292	81
5 秋田県	230	45	0	155	0	6	0	0	24
6 山形県	37	0	0	0	0	9	0	0	28
7 福島県	1,215	548	0	292	0	49	0	325	1
8 茨城県	4,640	946	0	0	2	4	0	3,475	213
9 栃木県	941	623	0	0	14	96	0	94	114
10 群馬県	650	542	0	39	0	41	7	0	21
11 埼玉県	1,585	995	0	0	0	60	9	437	84
12 千葉県	3,224	1,438	0	5	6	23	1	1,606	145
13 東京都	1,402	686	0	0	0	32	0	673	11
14 神奈川県	1,663	1,032	0	28	0	64	0	486	53
15 新潟県	126	107	0	0	0	5	0	0	14
16 富山県	95	74	0	0	0	18	0	0	3
17 石川県	693	181	0	0	0	7	5	499	1
18 福井県	92	63	0	0	0	10	0	0	19
19 山梨県	512	468	1	37	0	2	0	0	4
20 長野県	740	640	0	0	34	0	0	0	66
21 岐阜県	773	166	0	1	2	37	17	512	38
22 静岡県	918	842	1	27	2	24	1	0	21
23 愛知県	1,331	637	0	30	0	64	0	522	78
24 三重県	754	546	0	0	0	29	0	150	29
25 滋賀県	3,510	262	0	0	0	31	3	3,199	15
26 京都府	408	369	0	0	0	15	2	0	22
27 大阪府	635	635	0	0	0	0	0	0	0
28 兵庫県	2,079	909	0	0	0	14	8	1,137	11
29 奈良県	274	251	0	14	0	2	4	0	3
30 和歌山県	115	76	0	0	0	39	0	0	0
31 鳥取県	244	45	0	0	0	8	18	156	17
32 島根県	169	57	89	0	0	6	0	0	17
33 岡山県	471	349	0	0	0	0	0	57	65
34 広島県	69	58	0	0	4	3	1	0	3
35 山口県	200	123	0	1	0	45	7	0	24
36 徳島県	50	36	0	0	0	10	4	0	0
37 香川県	123	77	0	0	0	2	2	0	42
38 愛媛県	121	63	0	0	0	54	1	0	3
39 高知県	165	64	0	29	0	15	14	0	43
40 福岡県	1,539	411	0	1,006	0	53	7	6	56
41 佐賀県	759	43	0	155	0	14	6	536	5
42 長崎県	144	37	0	0	17	36	15	0	39
43 熊本県	3,810	295	0	3,041	312	37	0	53	72
44 大分県	234	152	0	0	0	42	3	9	28
45 宮崎県	484	87	16	133	17	32	0	164	35
46 鹿児島県	724	141	0	8	22	39	4	140	370
47 沖縄県	684	41	0	0	0	0	0	0	643
合計	70,133	17,309	165	6,105	13,600	1,322	206	26,176	5,250
割合	100	24.7	0.2	8.7	19.4	1.9	0.3	37.3	7.5

④全国の馬飼養の状況について（平成 28 年 11 月現在）

都道府県	馬飼養の状況
1 北海道	<ul style="list-style-type: none"> 北海道は 14 の地区に区分され、その中で日高地区は国内最大の競走用軽種馬の生産地であり、子馬の生産が年間 7,000 頭と全国の 80% を占めている。なお、軽種馬の生産頭数は景気低迷の影響から減少傾向であったが、ここ最近では景気の回復傾向にあり、生産頭数の増加が期待されている。 網走、十勝、釧路、根室の各地区は、ばんえい競走用の重種馬（以下、軌系馬という。）の主な生産地となっている。軌系馬の年間生産は、約 1,300 頭である。その内ばんえい競馬に毎年登録される馬は約 200 頭で残りの馬は肉用として 1,000 頭、繁殖用で 100 頭の用途となっている。なお、軌系馬の生産者は高齢化が進んでおり、生産頭数が減少の傾向にある。 北海道内の競馬場は、札幌競馬場（JRA）、門別競馬場（地方競馬）、帯広競馬場（ばんえい競馬）となっている。
2 青森県	<ul style="list-style-type: none"> 県内は古くから馬産地であり、特に軽種馬の生産地としては南部地域に位置した一帯で生産が盛んであったが、毎年度、軽種馬の頭数は減少し続けている。南部地域では、馬の家畜市場、種馬場があり県内でも生産が多い地域である。 津軽地域は重種馬による競馬・馬力大会が盛んな地域であるが、一方では肥育馬が多く飼われ本県有数の肥育農場がある。
3 岩手県	<ul style="list-style-type: none"> 県内には競馬場が 2 か所（盛岡・水沢）があるので、競走馬も繁殖、飼養されている。 県央部の多くの重種の飼養者は、県の伝統行事「チャグチャグ馬コ」ように繁殖飼養されている。
4 宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 県内では、軽種は競走馬トレーニングセンターや乗馬クラブで多く飼養されている。 小格馬は愛玩用が多く、繁殖に供するものは少ない。
5 秋田県	<ul style="list-style-type: none"> 飼養頭数として、肥育馬が約 67%、乗馬クラブ等の乗用馬が約 20%、残りの約 13% が展示又は愛玩用となっている。
6 山形県	<ul style="list-style-type: none"> 地方競馬上の廃止以降、飼養馬の大半は愛玩用であり、小格馬が多い。 飼養場所が中山間地に多いため、アブの発生による被害が大きい傾向にある。また、平地においてはサシバエの襲来が認められる。対策を講じている農場は少ない。忌避剤等の適切な使用ガイドラインの周知が望ましい。 その他の飼養管理においては削蹄の不徹底が散見され、原因としては地域における馬の装削蹄師の不在があげられる。
7 福島県	<ul style="list-style-type: none"> 県内には、競馬場や競走馬の育成地域が有り、会津管内には肥育馬（肉用）が飼養されている。 野馬追は毎年開催されており、乗用馬等 多種類の用途の馬が飼養されている。
8 茨城県	<ul style="list-style-type: none"> JRA 美浦トレーニングセンターがあり、競走馬育成牧場などがある。 その他に、乗馬クラブ施設と愛玩飼養者などがある。
9 栃木県	<ul style="list-style-type: none"> 飼養されている馬の約 7 割は、「乗用」として乗馬倶楽部施設等で飼養されている。 県内に競馬場は無いが、JRA の研究施設や地方競馬教養センターがあり、「競走用」として全飼養馬の約 1 割が飼養されている。 那須地域などの観光牧場において、「乗用」「展示用」として在来種やその他（ロバ、シロウマ等）の飼養がみられる。 県内では「農用」「肥育用」及び「福祉用」で飼養されている実態は無い状況である
10 群馬県	<ul style="list-style-type: none"> 乗用が全体の約 9 割を占めている
11 埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> 競馬場がある。… さいたま市・1 箇所（浦和競馬場：さいたま市南区大谷場） トレーニングセンターがある。… さいたま市・1 箇所（浦和競馬場野田トレーニングセンター：さいたま市緑区上野田） 少数飼養の乗馬クラブが多い。 愛玩馬が多い。 馬飼養者数について、毎年若干の増加傾向（ペットとしての飼養者が増えている傾向）。
12 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> 乗馬倶楽部施設が多い。 競馬場がある。
13 東京都	<ul style="list-style-type: none"> 都内には大井競馬場及び東京競馬場があり、大井競馬場内には競走馬が多く飼養されている。 その他は主に乗用として飼養されており、場所は都内全域に存在し、分布としては JRA 施設（東京競馬場及び馬事公苑）及び南多摩地区で多く飼養されている
14 神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> 管内の馬飼養状況は乗用馬として、乗馬倶楽部、大学クラブ、ふれあい動物園での飼養及び、管内の川崎競馬関係が大半を占める。 その他、ペットとしてポニー等が飼養されている。
15 新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 県内には中央競馬会の新潟競馬場があるが、競走馬以外では、平成 28 年 11 月現在、32 戸の飼養施設で 126 頭の馬が飼養されている。 飼養施設としては、乗馬クラブ等が 6 戸、教育施設が 2 戸、観光施設が 6 戸、個人飼養が 18 戸となっている。 飼養馬の用途としては、乗用が 107 頭、展示用が 5 頭、その他愛玩用が 14 頭となっている。 飼養馬の品種をみると、軽種 56 頭、中間種 11 頭、重種 1 頭、小格馬 45 頭、在来馬 12 頭、その他としてロバが 1 頭であり、在来馬のほとんどは北海道和種であった。

④全国の馬飼養の状況について（平成 28 年 11 月現在） つづき

都道府県	馬飼養の状況
16 富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の馬飼養者は、昨年の 16 戸から 14 戸となり、昨年度より 2 飼養者の減となった。 ・馬飼養者は、年々減る傾向にある。 ・飼養されている馬類は、全体で 95 頭と少ない中で、乗馬用は 74 頭（約 78%）を占める。 ・その他は、展示用が 18 頭、愛玩用が 3 頭となっている。 ・また、県内にある動物園に於いて、在来馬が展示用に肥育されている。
17 石川県	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢市に競馬場があり、小松市には競走馬専用トレーニングセンターがある。 ・民間乗馬クラブや大学馬術部等もあるが、肥育馬は飼養されていない。 ・愛玩馬、展示用馬及びホースセラピー用馬が数頭確認されている。
18 福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・4ヶ所の乗馬クラブの他は、趣味（愛玩）で飼養されおり、繁殖に供されず他馬との交流がほとんどない環境で飼養されている。
19 山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・馬の飼養状況は、乗馬馬飼養戸数は 68 戸で、その内訳は乗馬クラブ 31 戸、高校・大学 5 戸、観光地引き馬 6 戸、神社動物園等 3 戸、個人趣味展示その他 20 戸、肥育 3 戸である。 ・その他に、展示用、愛玩用、肥育用等多岐にわたり馬が飼養されている。 ・在来馬については、木曾馬及び木曾馬系が 5 戸、13 頭、北海道和種が 7 戸 20 頭、対州馬が 1 頭飼養されている。
20 長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 2 月 1 日現在、107 農場、741 頭の馬が飼養されている。そのうち、木曾馬の飼養頭数は、64 頭程であり、飼養者の高齢化等により、飼養を断念するケースが出てきている。馬飼養は、観光用の乗馬、草競馬用飼養が主であり、繁殖や肥育のための飼養はほとんどない状況にある。
21 岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の馬飼養頭数・戸数は、それぞれ飼養戸数：65 戸、飼養頭数 772 頭で、うち地方競馬の笠松競馬場を含む競馬関係施設 3 か所で 512 頭の競走馬が飼養されている。 ・在来馬である「木曾馬」は 13 か所、27 頭飼養されている。
22 静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・乗馬クラブ等を中心にした乗用・軽種馬が大部分となっている。 ・乗馬クラブ以外では、愛玩用・小格馬等を個人で飼養しており、1 戸あたりの飼養頭数が少ない。
23 愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・中京競馬場及び名古屋競馬場がある。 ・乗用施設が多くある。
24 三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・舎飼、個体飼養が主体 ・少頭数飼養農家の一部では、神事や祭りごとで使う目的で一時的に飼養する農家もある ・1 頭 1 馬房で飼養されている農家がほとんどである（小格馬では数頭の群飼あり）
25 滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に JRA 栗東トレーニングセンターがあり、その周辺に多数の競走馬の休養牧場等が存在しているため、競走馬の飼養頭数が多い。 ・毎年、競走馬の移動および登録更新が頻繁に行われているため、飼養頭数が変動しやすい。
26 京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・馬の飼養状況は、京都市・山城地域を中心に乗馬クラブや大学馬術部が所在しており、H27.2.1 調査では 42 戸 456 頭の乗馬馬等が飼養されている。獣医療については、滋賀県等の府外の獣医師による往診もあり、診療獣医師は概ね確保できている。 ・馬防疫関係は、馬術競技会や時代祭等の祭礼の際に府外飼養馬の移出入が多く、時代祭では地元の家畜保健衛生所が臨床検査や馬インフルエンザ検査を行っている。また、JRA 京都競馬場に国際厩舎が併設されており、海外レース参加時の指定検査場所となっている。
27 大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・生産はなし。 ・飼養馬の大半は、乗馬クラブ飼養の乗馬用馬。
28 兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・県営の競馬場が存在（姫路、園田）し、競走馬が多い。 ・阪神地域を中心に乗馬クラブ、大学馬術部も存在し、乗馬馬も多い。
29 奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県には、競馬場や育成牧場がなく、馬産地からも遠隔であるため、平成 28 年 2 月現在の飼養は 20 戸、269 頭と少ない。 ・大半は乗馬クラブの所属馬が占めるが、肉用やホースセラピーに供する目的での飼養も認められる。また、繁殖に供する目的での飼養はない。
30 和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 63 年に紀三井寺競馬場が廃止されて以降は頭数的にも大幅に減少し、20 戸、100 頭前後の飼養頭数となっている。 ・現況は 10 頭～20 頭規模の飼養者は 4 戸あり、その内乗馬クラブが 3 戸、サファリーパークが 1 戸でその他は 1 頭～5 頭程度の趣味的な飼養となっている。
31 鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ・馬の飼養頭数は少なく、競走馬のトレーニング施設が 1ヶ所ある以外は、愛玩、乗馬用の馬の飼養。
32 島根県	<ul style="list-style-type: none"> ・本県は、乗馬倶楽部、大学馬術部での乗用、福祉・教育事業等に供する目的で飼養されている馬が多い。 ・隠岐では肥育用馬の生産は、周年放牧が行われており、神社の例祭用の神馬も飼養されている。
33 岡山県	<ul style="list-style-type: none"> ・48 戸中、約半数は愛玩用の少数飼養者である。 ・その他、競走用の飼養者が 1 戸、乗馬倶楽部が約 10 戸である。
34 広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で最も大きい乗馬クラブ（常時 60 頭余）が県北西部にあり、後は 10-20 頭飼養の乗馬クラブが 10 戸あまり点在する。 ・小規模の個人経営乗馬クラブも多くも戸数的には多いと思われるが調査は難しい。 ・趣味や展示用の小型馬、ロバなどを飼養する農家（牧場）もあちこち見られる。 ・小型馬飼養の 2 軒が高齢化等のためそろそろ飼養できそうにないと今回言われた。

④全国の馬飼養の状況について（平成 28 年 11 月現在）つづき

都道府県	馬飼養の状況
35 山口県	<ul style="list-style-type: none"> ・馬飼養は乗馬クラブが主体をなし、その他、愛玩用、展示用がある。 ・今年度になって、福祉用（セラピー用）馬が見られた。 ・繁殖については、展示用、愛玩用（小型ポニー種）の一部で自然繁殖が行われている。 ・飼養管理・衛生指導については、最少でも1回/年は、現地家畜保健衛生所による指導（飼養衛生管理指導）が実施される他、乗馬クラブ等では、家畜共済組合、専属獣医師による衛生指導が行われている。
36 徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用（競技用）馬の飼養が中心
37 香川県	<ul style="list-style-type: none"> ・多種類の用途の馬が飼養されている。
38 愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内では、競走馬の飼養はなく、観賞用の在来馬（野間馬）、馬術競技用、乗馬クラブ等で飼養されている馬が多い。
39 高知県	<ul style="list-style-type: none"> ・高知競馬場があり、常時 400 頭ほどの競走馬が所属している。 ・その他に、乗馬クラブ、肥育馬、愛玩用等の多種類の用途の馬が飼養されている。
40 福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に JRA 小倉競馬場があり、例年夏期を中心に開催されている。 ・乗馬施設が福岡市や北九州市等の都市部に 28 カ所あり 411 頭が飼養されている。 ・県南部を中心に肉用の肥育馬が 10 カ所に 1,006 頭が飼養されている。 ・県南部には競走馬育成施設が 4 カ所あり、6 頭が飼養されている。 ・展示用施設が 8 カ所あり、53 頭が飼養されている。 ・この他に、愛玩用・福祉用・教育用施設が 30 カ所に 63 頭が飼養されており、多種多様の馬が飼養されている。
41 佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・競走馬がいる ・肥育馬がいる ・愛玩馬がいる
42 長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用馬、繁殖用馬、馬術競技のための飼養施設があり、福祉施設、観光用の飼養施設がある。 ・その他愛玩用に飼養されている。 ・対州馬については、対馬、島原で飼養されている。
43 熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・肥育馬頭数が多く、農用馬及び競走馬の、繁殖、乗用馬等多種の用途で飼養されている。
44 大分県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内には競馬場がないことから競走用馬は少なく、乗馬クラブをはじめ観光地での乗用馬や馬車曳馬、愛玩用のポニーやサファリパークのミニホース、シマウマなどが多い。
45 宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・用途別では、競走馬が 3 割と最多で、中でも JRA 宮崎育成牧場や温暖な気候を活かした保養馬センターなどは、競走馬の飼養拠点となっている。 ・県南西部の北諸県地域は、県内でも有数の馬肉消費地であるため、肥育用馬の飼養も用途別で 2 割を占めている。
46 鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ・愛玩用が主体で、神事用（流鏝馬、初午祭）も県内神社に奉納するため飼養されている。 ・大隅地区は競走馬の育成が盛んである。 ・乗馬クラブや競走馬の調教・休養する施設や競走馬の引退馬を終生飼養する養老牧場もある。 ・離島もトカラ馬、小格馬、在来馬（与那国馬）を愛玩用、福祉用として飼養している。
47 沖縄県	<ol style="list-style-type: none"> 1・沖縄本島地域 乗馬倶楽部施設に加え、ふれ合い体験を行う施設がある。 2・宮古地域 在来種 宮古馬が飼養されており、一部ふれ合い体験を行う施設がある。 3・八重山地域 与那国島において、在来種 与那国馬が飼養されている。

⑤家畜伝染病予防法第5条に基づく馬伝染性貧血の告示内容等（平成28年度現在）

都道府県		都道府県の告示内容等	検査対象馬（検査対応）
1	北海道	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の告示は、家畜伝染病第5条に基づき5年に1回、北海道内全域に飼養されている馬を対象に検査を実施している。 ただし、検査日に生後180日未満の馬は除くとしている。 その他に入厩馬や種雄馬などは家畜保健衛生所の病性検定による検査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 生後180日未満を除く全ての馬 平成16年度から地域を指定し5年に一度
2	青森県	<ul style="list-style-type: none"> ①肥育に供する目的で飼養している馬以外の馬で家保長が指定するもの ②種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄馬 ③家保長が指定する馬 <p>県では、馬伝染性貧血検査について、毎年検査であったものを平成26年度より地域を指定し、5年に1回の検査としている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 肥育用を除くすべての馬 平成26年度より地域を指定し5年に一度
3	岩手県	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から馬伝染性貧血の検査間隔が5年に1回に変更された。 (2) 実施する区域 <ul style="list-style-type: none"> ア 県内全域 イ 県政全域 ウ 盛岡市、岩手郡雫石町、同郡岩手町、紫波郡矢巾町、奥州市及び九戸郡洋野町の区域 (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 <ul style="list-style-type: none"> ア 家畜の種類 馬 イ 家畜の範囲 (ア) (2) に掲げる区域にあっては、同区域内で飼養する馬で伝染性貧血の発生を予防するため家畜保健衛生所長が馬伝染性貧血をする必要があると認めた馬 (イ) (2) に掲げる区域にあっては、競馬馬（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬で3歳及び8歳の馬 (ウ) (2) に掲げる区域にあっては、同区域内で飼養する馬（競馬法による競馬に出場する馬及び生後180日未満のものを除く。） (4) 実施の期日及び場所 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において所管家畜衛生所長が指定する期日及び場所 	<ul style="list-style-type: none"> 生後180日未満を除く全ての馬 平成27年度から5年に一度
4	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県の告示に基づく検査であるが、平成27年度から5年に1度の検査となった。 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬、雄馬及びこれらの馬と同一施設内飼養馬 競馬法による競馬に出場する馬及び馬術競技又は乗馬に供し、又は供する目的で飼養している馬 その他家畜保健衛生所長が必要と認めた馬 毎年12月から翌年1、2月にかけて実施しているので、10月までに実施している家保は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬、雄馬及びこれらの同一施設内飼養馬並びに競馬出場馬及び知事が必要と認めた馬 平成27年度から5年に一度
5	秋田県	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月1日前5年間に於いて当該疾病の検査を受けていない馬（生後180日未満のもの及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。）及び実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認めた馬 	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間に検査を受けていない馬（検査困難な馬等除く。）及び家保長が必要と認めた馬 平成11年度から5年に一度
6	山形県	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度まで、乗用馬を対象に毎年告示していた。 平成27年度以降は5年ごとの告示に変更されたため、次回の告示は平成31年度となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬と競技用馬及び乗用馬 平成27年度から5年に一度
7	福島県	<ul style="list-style-type: none"> 福島県の伝染検査は、馬の全種を検査対象とし検査している。（生後180日以上、過去5年間一度も検査していない馬が対象） 	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間に検査を受けていない生後180日未満を除く全ての馬 平成26年度から5年に一度
8	茨城県	<ul style="list-style-type: none"> 実施区域 県下一円 対象 以下のとおり ア) 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場させる目的で飼養している馬のうち平成24年1月1日～平成24年12月31日生まれの馬 イ) 過去5年間検査を受けていない馬 ウ) その他、実施する区域で飼養している馬（生後180日未満の馬を除く）で、家畜保健衛生所長が必要と認める馬 	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬、雄馬及びこれらの同一施設内飼養馬並びに競馬出場馬及び知事が必要と認めた馬 平成27年度から5年に一度

⑤家畜伝染病予防法第5条に基づく馬伝染性貧血の告示内容等（平成28年度現在） つづき

都道府県	都道府県の告示内容等	検査対象馬（検査対応）
9 栃木県	<p>①実施の対象となる家畜の種類及び範囲</p> <p>(1) 競馬法による競馬に出場させる目的で飼養している馬</p> <p>(2) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄馬</p> <p>(3) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養されている雌馬</p> <p>(4) 乗用クラブ等に飼養されている乗用馬</p> <p>(5) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める馬</p> <p>②実施する区域及び期間</p> <p>宇都宮市（田野町、上金井町、元今泉、峰町）、さくら市（全域）、小山市（羽川（29-3以外）、下野市（全域）、那須町（全域（高久甲、高久丙、寺子乙以外）） 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> 馬以外の馬科動物を除くすべての馬 平成27年度から5年に一度
10 群馬県	<ul style="list-style-type: none"> 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの。 県内には5カ所の家保があり、地域を4つに分けて4年に1回の検査を実施しているが、管内の飼養頭数が少ないため、管内全域を1つとして4年ごとに検査を実施している家保もある。 さらに、競技等に出場するため所有者から申請があった場合は、検査を実施している。 なお、肥育馬は家保長の判断で検査対象外、サファリ、動物園の馬も飼養形態により検査対象外と扱うものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた馬 平成27年度から地域を指定し4年に一度
11 埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度より県内地域を5箇所に分け5年に1度の検査を行っている（定期検査）。 その他必要により臨時検査を行う。 競馬場の馬については特定馬齢（3・8・13歳）を毎年検査する。 平成28年度の検査はこれから行う所が多い。家畜伝染病予防法第5条に基づく検査の実施（埼玉県告示第334号） <p>家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。</p> <p>1 実施の目的 イ（省略）馬の馬伝染性貧血（省略）の発生の予防 ロ～ハ（省略） 2（省略）</p> <p>3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲 イ 1のイに係る検査 (1)～(3)省略</p> <p>(4) 馬伝染性貧血 県内で飼養している馬のうち、省令第9条第2項第5号から第9号までに掲げる馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの。(5)～(7)（省略） ロ～ハ（省略） 4～6（省略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬、雄馬及びこれらの同一施設内飼養馬並びに競馬出場馬及び知事が必要と認めた馬 平成27年度より地域を指定し5年に一度
12 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> 実施区域内に在きゅうする馬で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての馬 平成27年度から5年に一度
13 東京都	<p>1. 実施目的 馬伝染性貧血の発生の予防</p> <p>2. 実施区域 都内全域</p> <p>3. 実施期日 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>4. 対象家畜の種類及び範囲</p> <p>実施区域で飼養されている馬のうち、省令第9条第2項第5号から第9号までに掲げるもの。ただし、家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた馬を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全ての馬 平成27年度から5年に一度

⑤家畜伝染病予防法第5条に基づく馬伝染性貧血の告示内容等（平成28年度現在） つづき

都道府県	都道府県の告示内容等	検査対象馬（検査対応）
14 神奈川県	<p>1. 実施の目的（馬の伝染性貧血の発生予防のため）</p> <p>2. 実施する区域（神奈川県全域）</p> <p>3. 実施の対象となる家畜の種類及び範囲（次に掲げる馬について行う。）</p> <p>(1) 次の区域内において、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬 横浜市（鶴見区、西区及び南区に限る。）川崎市（多摩区に限る。）相模原市（中央区に限る。）、平塚市、鎌倉市、大和市、海老名市（中央区に限る。）、平塚市、鎌倉市、大和市、海老名市、綾瀬市、中郡大磯町及び二宮町並びに愛甲郡清川村</p> <p>(2) (1) のく区域内において、種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄馬</p> <p>(3) (1) 又は (2) に掲げる馬と同一施設内で飼養している馬</p> <p>(4) 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬のうち、川崎市幸区小向仲野町において飼養している3歳、8歳及び13歳のもの</p> <p>(5) その他家畜保健衛生所長が必要と認めた馬</p> <p>4. 実施期間（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）</p> <p>5. 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1の検査の方法による。</p>	<p>・愛玩馬を除くすべての馬</p> <p>・平成27年度から地域を指定し5年に一度</p>
15 新潟県	<p>すべての馬を5年に1回検査（平成27年度から）。</p> <p>検査対象は、</p> <p>①繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬、</p> <p>②競馬法による競馬に出場する馬、</p> <p>③乗馬クラブ等に飼養されている乗用馬、</p> <p>④家畜保健衛生所長が必要と認める馬など原則全頭を検査。</p> <p>直近の検査は、平成27年度に実施している。</p>	<p>・繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬、乗馬クラブ等の乗用馬、競馬出場馬及び家保長が必要と認めた馬</p> <p>・平成27年度から5年に一度</p>
16 富山県	<p>(1) 実施の目的 馬伝染性貧血の発生予防のため</p> <p>(2) 実施の対象となる家畜の種類</p> <p>ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬</p> <p>イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄馬</p> <p>ウ ア又はイの馬と同一施設内で飼養している馬</p> <p>エ 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬</p> <p>オ 競技用の目的で飼養している馬及び当該馬と同一施設内で飼養している馬</p> <p>カ その他農林水産大臣又は知事が指定する馬</p> <p>(3) 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法</p> <p>(4) 実施の期日及び実施する区域</p> <p>実施の期間（平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日）</p> <p>実施する区域 県下全域</p>	<p>・繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬、雄馬及びこれらの同一施設内飼養馬並びに競馬出場馬及び知事が必要と認めた馬</p> <p>・平成24年度から地域を指定し5年に一度</p>
17 石川県	<p>1. 実施の目的 発生予防（清浄性の確認）のため</p> <p>2. 実施する区域及び期日 県内全域平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>3. 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項第5号から第9号までに掲げる馬のうち家畜保健衛生所長が必要と認める馬</p> <p>4. 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法による。</p>	<p>・繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬、雄馬及びこれらの馬と同一施設内飼養馬並びに馬競馬法による競馬に出場する馬及び知事が検査が必要と認めた馬</p> <p>・平成28年度から5年間の中で一度</p>
18 福井県	<p>・検査は県下全域で家畜保健衛生所長が指定するものとしているが、繁殖、種付け、競馬に供しない馬で、他との交流がないもの（愛玩用など）は対象としていない。</p> <p>・直近の検査：H27年4月23日～6月4日 9飼養者 71頭実施 次回検査予定：5年後（H32）</p>	<p>・知事が指定した地域に飼養される馬のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの</p> <p>・平成27年度から5年に一度</p>

⑤家畜伝染病予防法第5条に基づく馬伝染性貧血の告示内容等（平成28年度現在） つづき

都道府県	都道府県の告示内容等	検査対象馬（検査対応）
19 山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する区域：26年度までは県内全域、27年度以降は：実施予定頭数が90～120頭となるよう県内を5地区に分け順次検査。 ・実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲：「実施区域内で飼養している生後180日以上馬で飼養している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの」。（実情は「乗用馬、愛玩馬」について全頭検査実施。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生後180日以上馬で飼養する地域を管轄する家保長が指定するもの ・平成27年度から地域を指定し5年に一度
20 長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度から長野県を4分割し、4年に1回は検査を実施するよう地域を指定し、告示をして飼養されている馬全頭の馬伝染性貧血検査が家畜伝染病予防法第5条により実施されることになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖の用に供する馬とこれらの同一施設内飼養馬 ・平成27年度から地域を指定し4年に一度
21 岐阜県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 競馬法による競馬に出場する競走馬のうち過去5年以内に検査を受けていない馬 2. その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬 3. 実施の期日：平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 	<ul style="list-style-type: none"> ・競馬出場馬及び家保長が必要と認める馬並びに競走馬以外の馬は肥育用馬を除き5年ごとに全域で検査 ・平成27年から5年に一度
22 静岡県	<p>次のいずれかに該当する生後180日齢以上の馬、又は他家畜保健衛生所長が必要と認める馬</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬 2. 種付の用に供し、又は供する目的で飼養している雄馬 3. 放牧し、又は放牧しようとする馬 4. 馬術競技若しくは乗馬に供し、又は供する目的で飼養している馬 5. 競馬法による競馬に供する馬 6. 前各項の馬と同一施設内で飼養している馬 	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬、雄馬及び放牧し、又は放牧しようとする馬競馬法による競馬に供する馬並びにこれらの同一施設内飼養馬 ・平成27年から地域を指定し5年に一度
23 愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する区域 愛知県全域 ・対象 (1) 競走の用に供し、又は供する目的で飼養している馬 (2) その他家畜保健衛生所長が必要と認める馬 	<ul style="list-style-type: none"> ・県下全域で飼養される馬のうち、競走の用に供し、又は供する目的で飼養される馬及びその他家畜保健衛生所長が認める馬 ・平成27年度から5年に一度
24 三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・生後180日以上馬のうち過去本検査を受けていない馬、 ・平成23年度に検査を受けた馬及び他家畜保健衛生所長が特に必要と認めた馬 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛玩馬を除くすべての馬 ・平成24年度から5年に一度
25 滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度より、家畜伝染病予防法第5条に係る馬伝染性貧血の検査間隔が5年となった。 ・馬伝染性貧血の清浄性を確保するために、飼養されている馬のうち過去5年間に馬伝染性貧血の検査証明がなされていない馬について、実施日を定め検査を実施し536頭実施（平成28年9月30日現在）次回検査予定：500頭 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての馬 ・平成27年度から5年に一度
26 京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度まで府内の馬全頭を対象に検査が行われていたが、清浄性が確認されていることから、平成27年度から5年に1回の検査に移行した。 ・告示内容は平成26年度と同じであるが、各家畜保健衛生所において管内の馬飼養施設が5年に1回検査を受けるよう計画を組んでいる。 ○区分一馬伝染性貧血検査 ○実施の目的一馬伝染性貧血発生予防のため ○実施する区域一府内一円 ○実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲一馬 ○実施の期日一平成27年4月1日から平成28年3月31日まで ○実施の方法一臨床検査、疫学的検査及び血清学的検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての馬 ・平成27年度から地域を指定し5年に一度
27 大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・実施の目的：発生予防 ・家畜の種類及び範囲：馬 ・実施する区域：府内全域 ・検査の方法：1 寒天ゲル内沈降反応検査、2 1の検査以外の検査 (1) 疫学的検査 (2) 臨床検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・馬以外の馬科動物を除くすべての馬 ・平成27年度から5年に一度
28 兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用馬：5年に1回の頻度になるように、年度毎に地域を指定して実施。ただし対象地域外であっても、依頼があれば検査に応じる。 ・競走馬：1月1日時点での年齢が3歳、8歳、13歳の馬を対象として検査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての馬 ・平成27年度より地域を指定し5年に一度

⑤家畜伝染病予防法第5条に基づく馬伝染性貧血の告示内容等（平成28年度現在） つづき

都道府県		都道府県の告示内容等	検査対象馬（検査対応）
29	奈良県	<ul style="list-style-type: none"> 家畜伝染病予防法第五条第一項の規定に基づき、奈良県知事が告示し、家畜伝染病予防法施行規則（施行規則）第九条五、六、七及び九号に該当する馬を対象に実施 肉用に供する目的で飼養されている馬（主として小格馬）は実施していない。 検査間隔は、5年に一度としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生後180日未満を除く全ての馬 平成27年度から5年に一度
30	和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> 知事告示で「家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域」と表記しているが、検査対象馬はなく、自衛検査として乗馬クラブ、サファリーパーク等は県の告示に合わせて5年に1回、また趣味的な飼養者の4割程度も同様に5年1回程度実施している。 馬伝染性貧血検査は平成26年度の防疫指針改正により平成31年度予定となっているが、平成27年度についても、追加的に実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 家畜保健衛生所長が適切であると認めた地域の馬 平成27年度から5年に一度
31	鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> 下記の馬について告示 ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬及びこれと同一施設内で飼養している馬 イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄馬及びこれと同一施設内で飼養している馬 ウ 競技の用に供し、又は供する目的で飼養している馬及びこれと同一施設内で飼養している馬 エ 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬及びこれと同一施設内で飼養している馬 直近の検査：H25年度、対象地域は県下全域（218頭検査を実施し、全て陰性） 次回検査予定：H30年度、対象地域は県下全域 	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬、雄馬及びこれらの馬と同一施設内飼養馬並びに馬競馬法による競馬に出場する馬 平成26年度から5年に一度
32	鳥根県	<ol style="list-style-type: none"> 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬。 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄馬。 前2号の馬と同一施設内で飼養している馬。 競馬法による競馬に出場する馬。農水大臣又は知事の指定する馬。 実施の期日：平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日。 	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬、雄馬及びこれらの馬と同一施設内飼養馬並びに馬競馬法による競馬に出場する馬及び農水大臣又は知事の指定する馬 毎年実施
33	岡山県	<ol style="list-style-type: none"> 実施の目的（馬伝染性貧血の発生を予防するため） 実施する区域（県内一） 実施の対象となる家畜の種類及び範囲（省令第九条第二項第五号から第九号までに掲げる馬） 実施の期日（実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日） 検査の方法（省令別表第一馬伝染性貧血の項術式の欄2に規定する検査の方法） 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての馬 平成27年度から5年に一度
34	広島県	<ul style="list-style-type: none"> 競馬に出場する馬、乗用馬を対象に毎年検査を実施するとなっていたが、全国的な清浄化により5年に1回の検査となった。 平成27年度から家畜保健所の指定する地区ごとに農場が決められた。定期検査以外で検査が必要な場合随時検査をする予定となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 競馬法による競馬に出場する馬及び乗用馬であって家畜保健衛生所長が指定する馬 平成27年度から地域を指定し5年に一度
35	山口県	<ul style="list-style-type: none"> 家畜伝染病予防法（第5条）に基づき、前年度末に県からの告示が行われ、検査日を事前に決める等行い、各家畜保健衛生所職員が採材、病性鑑定室を有する山口県中部家畜保健衛生所において、計画的に実施。 実施に当たっては、特に乗馬クラブにあつては、競技出場予定馬は例年、年度当初から検査計画。 ①目的：馬伝染性貧血の発生を予防するため ②区域：山口県全域 ③対象となる家畜の種類及び範囲：馬の全部（平成24年4月1日以降に検査を受けた馬を除く） ④期日：平成28年4月1日から29年3月31日まで ⑤検査の方法：寒天ゲル内沈降反応検査 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての馬 平成24年度から地域を指定し5年に一度

⑤家畜伝染病予防法第5条に基づく馬伝染性貧血の告示内容等（平成28年度現在） つづき

都道府県		都道府県の告示内容等	検査対象馬（検査対応）
36	徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する区域：県 ・対象となる家畜：1 乗用馬等 2 競技会等の衛生対策要領に基づく検査を必要とする馬 ・直近の検査：平成28年2月6日に実施 ・次回検査予定：平成32年2月 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗馬クラブ等の乗用馬について年1回検査 ・平成28年度から5年に一度
37	香川県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実施の目的 馬伝染性貧血の発生予防のため 2. 実施する区域 香川県全域 3. 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 競争又は競技に出場する馬及び乗用、農耕用または愛玩用の目的で飼養している馬 4. 実施の期日 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 5. 検査の方法 寒天ゲル内沈降反応検査及び臨床検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての馬 ・平成26年度から5年に一度
38	愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・5年に1度の検査 全頭：家畜伝染病予防法施行規則第9条2項第五～七号。県内を8ブロックに分割し、5年で一巡するよう検査。（愛玩馬は対象外） ・1年に1度の検査 (1) 施行規則第9条2項第八号：現状として対象馬なし。 (2) 施行規則第9条2項第九号：乗馬大会等の出場にあたり衛生対策要領等により検査が必要な馬（その都度検査） (3) 施行規則第9条2項第九号：県外へ移出するために検査が必要な馬（現状は展示用在来馬（野間馬）が対象でその都度検査） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から地域を指定し5年に一度
39	高知県	<p>馬伝染性貧血に係る法定検査は、5年に1回。 対象は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養されている雌馬 ②種付けの用に供し、又は供する目的で飼養されている雄馬 ③①又は②に馬と同一施設内で飼養されている馬 ④競走馬の規定による競馬に出走される馬 ⑤その他知事が検査が必要であると認める馬 <p>直近の検査：平成26年9月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての馬（愛玩馬を除く。） ・平成26年度から5年に一度
40	福岡県	<ol style="list-style-type: none"> ①実施する区域：知事が馬伝染性貧血の発生予防上検査が必要と認めた区域 ②実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲：実施する区域で飼養されている馬のうち、知事が必要と認めたもの ③実施の期日：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで ④検査の方法：血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、疫学的検査及び臨床検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜保健衛生所長が必要と認めた肥育用馬を除く全ての馬 ・平成27年度から地域を指定し5年に一度
41	佐賀県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実施の目的 馬の馬伝染性貧血の発生予防のため 2. 実施する区域 県内全域 3. 実施の期日 平成28年5月8日から平成29年3月31日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日 4. 検査の別、対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法 (実施の対象となる家畜の種類及び範囲) 家畜保健衛生所長が必要と認めた馬 (検査の方法) 血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応法）、疫学的検査及び臨床検査 5. その他 実施の日程その他の詳細については、当該区域家畜保健衛生所長から市町長を通じ、検査対象家畜の所有者または管理者に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜保健衛生所長が検査が必要と認めた馬 ・平成28年度から5年に一度

⑤家畜伝染病予防法第5条に基づく馬伝染性貧血の告示内容等（平成28年度現在） つづき

都道府県		都道府県の告示内容等	検査対象馬（検査対応）
42	長崎県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬 2. 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄馬 3. 1又は2と同一施設内で飼養している馬 4. 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬 5. 家畜保健衛生所長が特に必要と認めた馬 自衛検査等依頼があれば検査。 	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬、雄馬及びこれらの馬と同一施設内飼養馬並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた馬 ・平成27年度から5年に一度
43	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・肥育馬頭数が多く、農用馬及び競走馬の、繁殖、乗用馬等多種の用途で飼養されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬、雄馬及びこれらの馬と同一施設内飼養馬並びに競馬法による競馬に出場する馬その他農林水産大臣又は県知事の指定する馬 ・平成16年度から地域を指定し5年に一度
44	大分県	<ul style="list-style-type: none"> ・告示内容は、県域を検査範囲とし、実施の期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日 ・対象は家畜保健衛生所長が必要と認めた馬であり、検査方法は家伝法施工規則第9条の規定による方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動する馬及び移動予定の馬 ・数年毎等の検査は義務付けられておらず、競技等のための県間移動や家畜改良増殖法による繁殖用の馬等について行っている
45	宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・実施区域内で飼養されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬。（一般臨床検査及び抗体検査） 	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬、雄馬及びこれらの馬と同一施設内飼養馬並びに競馬法による競馬に出場する馬その他県知事の指定する馬 ・平成16年度より該当馬は5年に一度
46	鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌の軽種馬、 ・競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する（いずれも平成28年4月1日前5年間において当該検査を実施したものを除く。）及び管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・競馬法による競馬に出場する馬及び競技・レースに出場する小格馬・乗用馬を検査 ・平成27年度から5年に一度
47	沖縄県	<ol style="list-style-type: none"> (1) 繁殖の用に供する雌馬及びこれらの馬と同一施設内で飼養している馬 (2) 種付けの用に供する雄馬及びこれらの馬と同一施設内で飼養している馬 (3) 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬 (4) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた馬 	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬、雄馬及びこれらの馬と同一施設内飼養馬並びに競馬法による競馬に出場する馬その他家畜保健衛生所長が必要と認めた馬 ・平成28年度から5年に一度

⑥在来馬等飼養・衛生状況実態調査結果（馬伝染性貧血の検査対象外であって検査を受けていない馬の概要）

（単位：戸、頭）

都道府県 調査戸数 頭数	用途	箇所数	頭数	馬伝染性貧血の検査対象外であって 馬伝染性貧血の検査を受けていない馬の飼育状況等				備考	
				飼養形態	畜舎の衛生状態	馬の繁殖履歴等	馬の移動履歴等		
1	北海道								
2 3	青森県 13 178	肥育用	4	135	個体飼育・群飼・ 舎飼・放牧が 混在	吸血昆虫対策な し2、殺虫剤ス プレー等対策2	履歴あり、予定 あり	あり4	
		肥育用・ 愛玩用	2	2	個体飼育・舎飼・ (放牧)	吸血昆虫対策 なし	なし	あり1、なし1	
		ばんえい用	2	30	個体飼育・群飼、 舎飼	吸血昆虫対策 なし	なし	あり2	
		展示用 (鑑賞用1を 含む。)	3	4	個体飼育・舎飼、 放牧	吸血昆虫対策 なし	履歴あり1、 予定なし3	あり1、なし2	
		愛玩用	2	7	個体飼育・舎飼、 放牧	吸血昆虫対策 なし	履歴あり2、 予定あり1	なし2	
	岩手県								
4	宮城県 8 22	その他 (愛玩用)	7	20	個体飼育・舎飼 5カ所6頭 パドック飼育2 カ所14頭	良好	なし	なし	
		その他 (教育用)	1	2	パドック飼育	良好	なし	なし	
5	秋田県 8 18	展示用	1	4	舎飼	衛生状態は良好	履歴なし・予定 なし	導入先：千葉県、 長野県、群馬県、 自家生産 移動予定なし	自家生産を除く 3頭は平成17年 に伝貧検査陰性
		その他 (愛玩用)	6	11	舎飼	衛生状態は良好	履歴あり2カ所 2頭 予定なし6カ所 11頭	導入先：北海道 5、栃木県1、宮 城県1、不明4 移動予定なし	
		その他 (情操教育用)	1	3	舎飼	衛生状態は良好	履歴あり2、履 歴なし1 予定なし1、未 定2	導入先：北海道 2、自家生産1	平成19年伝貧 検査陰性2頭
6	山形県 4 18	肥育用	1	8	個体飼育	吸血昆虫対策 なし	予定なし	(3か月でと畜場 へ)	
		展示用	3	10	個体飼育8、群 飼2	吸血昆虫対策 なし	履歴あり3、履 歴なし7 予定なし7	予定なし7、未 定3	伝貧検査実施 3頭
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県 4 48	展示用	2	42	群飼・屋外放牧 39 群飼・夜間屋内 3	吸血昆虫対策実 施39 吸血昆虫対策未 実施3	履歴あり・予定 あり39 履歴不明・予定 なし3	国内移動する39 移動しない3	シマウマ10、ロ バ29、ラバ1、 ミニチュア ホース2
		乗馬用	2	6	群飼	吸血昆虫対策不 明	繁殖利用しない2 繁殖利用する4	予定なし	ポニー6

(注) 平成26年度調査

⑥在来馬等飼養・衛生状況実態調査結果（馬伝染性貧血の検査対象外であって検査を受けていない馬の概要）つづき

（単位：戸、頭）

都道府県 調査戸数 頭数	用途	箇所数	頭数	馬伝染性貧血の検査対象外であって 馬伝染性貧血の検査を受けていない馬の飼育状況等				備考	
				飼養形態	畜舎の衛生状態	馬の繁殖履歴等	馬の移動履歴等		
10 群馬県 9 18	乗用	4	7	個体飼育3か所 5頭 群飼1か所2頭	概ね良好				
	展示用	3	8	個体飼育2か所 7頭 他の馬と群飼1 か所1頭	概ね良好				
	福祉用	1	2	個体飼育	概ね良好				
	その他 (愛玩用)	1	1	個体飼育	概ね良好				
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県 2 2	その他 (愛玩用)	2	2	個体飼育・舎飼	良好	なし	なし	
15	新潟県	肥育用	1	13	厩舎内群飼	良好	なし	県外から導入	
	4	展示用	1	7	個体飼育	良好	なし	北海道から導入	
	22	愛玩用	2	2	個体飼育	良好	なし	家畜省から導入	
16	富山県								
17	石川県 6 19	乗用	1	6	個体飼育	問題なし	履歴あり・予定 あり1 履歴なし・予定 なし5	履歴あり・予定 なし1 履歴なし・予定 なし5	
		展示用	1	4	個体飼育	問題なし	なし	なし	・乗馬クラブの 飼育指導あり ・レストランの 集客用
		愛玩用	4	9	個体飼育	不明1か所2頭 問題なし3か所 8頭	不明3か所6頭 履歴なし・予定 なし1か所3頭	不明3か所6頭 履歴なし・予定 なし1か所3頭	
18	福井県 9 16	乗用	1	2	2頭群飼・草地 放牧	良好	履歴・予定なし	平成20年頃長 野県から導入 予定なし	
		その他 (愛玩用)	8	14	・昼：河川敷放牧、 夜：舎飼1頭 ・昼：野原で繋留、 夜：舎飼1頭	良好	・履歴あり3か 所3頭	長野県、三重県、 兵庫県、北海道、 岐阜県、県内農 家から導入	
					・個体飼育・舎 飼6か所12頭		予定なし8か所 14頭	移動予定なし	
19	山梨県 5 53	肥育用	5	53	舎飼	良好	なし	なし（と畜場へ）	
20	長野県								
21	岐阜県 10 89	肥育用	2	80	舎飼	良好			検査対象外
		展示用	6	12	舎飼	良好			小格馬・在来馬： 捕獲できず
		その他	2	3	舎飼	良好			小格馬：捕獲で きず
22	静岡県								

⑥在来馬等飼養・衛生状況実態調査結果（馬伝染性貧血の検査対象外であって検査を受けていない馬の概要）つづき

（単位：戸、頭）

都道府県 調査戸数 頭数	用途	箇所数	頭数	馬伝染性貧血の検査対象外であって 馬伝染性貧血の検査を受けていない馬の飼育状況等				備考
				飼養形態	畜舎の衛生状態	馬の繁殖履歴等	馬の移動履歴等	
23 愛知県 4 8	展示用	3	7	個体飼育・舎飼	良好	なし 今後は未定1頭 (シマウマ)	なし6頭 動物園間移動1 頭(ソマリノロバ)	
	その他 (教育用)	1	1	個体飼育・舎飼 (昼は放牧)	良好	なし	なし	
24 三重県 1 3	乗用 愛玩用	1	3	個体飼育、舎飼	良好	なし	なし	
25 滋賀県								
26 京都府								
27 大阪府 4 45	展示用	4	45	屋外パドック飼 育	良好	あり4か所41頭 なし1か所4頭 (ロバ)	あり1か所4頭 (シマウマ)	・シマウマ1か 所4頭 ・ロバ4か所41 頭
28 兵庫県								
29 奈良県								
30 和歌山県 8 66	乗用	6	63	舎飼・個別飼育	・夏季に殺虫・ 忌避剤散布2 か所 ・吸血昆虫対策 なし4か所	・履歴あり・予定 あり1か所11頭 ・履歴あり・予定 なし1か所1頭 ・履歴なし・予定 なし6か所51頭	・履歴あり・予 定あり3か所 22頭 ・履歴あり・予 定なし4か所 41頭	
	繁殖用	1	2	繋ぎ放牧	吸血昆虫対策 なし	履歴あり・予定 あり	履歴・予定あり	
	展示用	1	1	放牧・小屋	吸血昆虫対策 なし	なし	履歴あり・予定 なし	
31 鳥取県 9 25	乗用	1	2	舎飼・個体飼育		なし	なし	現地調査済み
	福祉用	1	9					現地未調査
	その他	7	14					現地未調査
32 島根県 6 12	乗用	2	3	舎飼・個体飼育	良好	なし	・なし2頭 ・不明1頭	
	繁殖用 福祉用	1	3	舎飼・個体飼育	良好	履歴あり・予定 あり1頭 履歴なし・予定 あり1頭 不明・予定なし 1頭	不明	
	その他 (愛玩用)	3	6	放牧2頭 舎飼4頭	良好	不明	不明	
33 岡山県 5 6	乗用	1	2	放牧	衛生的に管理	なし	なし	
	その他 (愛玩用3頭)	4	4	放牧3頭 舎飼1頭	衛生的に管理2頭 良好2頭	あり2頭 なし2頭	なし	
34 広島県 4 6	農用(ペット)	1	1	舎飼	良好	なし	なし	
	肥育用	1	1	舎飼	良好	なし	なし	
	展示用	1	3	舎飼	良好	なし	なし	
	その他 (愛玩用)	1	1	舎飼	良好	なし	なし	

⑥在来馬等飼養・衛生状況実態調査結果（馬伝染性貧血の検査対象外であって検査を受けていない馬の概要）つづき

（単位：戸、頭）

都道府県 調査戸数 頭数	用途	箇所数	頭数	馬伝染性貧血の検査対象外であって 馬伝染性貧血の検査を受けていない馬の飼育状況等				備考
				飼養形態	畜舎の衛生状態	馬の繁殖履歴等	馬の移動履歴等	
35 山口県 15 38	乗用	1	2	群飼・放牧	良好（殺虫剤散布）	なし	なし	
	乗用 展示用	1	2	群飼・舎飼	良好	あり1頭 なし1頭	なし	
	展示用	3	16	群飼・舎飼2か 所13頭 群飼・放牧1か 所2頭	良好	なし	なし	
	その他	10	18	個体飼育・舎飼	良好9か所17 頭 不明1か所1頭	あり1か所2頭 なし10か所16 頭	なし	
36 徳島県 1 10	展示用	1	10	舎飼	良好	なし	なし	シマウマ3 ポニー7
37 香川県 1 1	その他	1	1	個体飼育	良好	なし	なし	シマウマ
38 愛媛県 19 38	乗用	13	16	個体飼育	良好	あり1か所1頭 なし17か所22頭	なし	
	乗用 展示用	3	10	個体飼育	良好	なし	なし	
	展示用	1	10	個体飼育	良好	あり4頭 なし6頭	なし	
	その他 (愛玩用・ふ れあい)	2	2	個体飼育	良好	なし	なし	
39 高知県 13 101	乗用	4	31	個体飼育	概ね良好			現地未調査
	乗用 展示用	1	4	個体飼育	概ね良好			現地未調査
	乗用 福祉用	1	7	個体飼育	概ね良好			現地未調査
	肥育用	2	23	個体飼育	概ね良好			現地未調査
	展示用	3	6	個体飼育	概ね良好			現地未調査
	福祉用	1	13	個体飼育	概ね良好			現地未調査
	その他	1	17	個体飼育	概ね良好			現地未調査
40 福岡県 6 39	乗用その他 (愛玩用)	1	3	群飼・放牧	良好	あり1頭 なし2頭	なし	その他はロバ2頭
	肥育用	2	29	個体飼育・舎飼 1カ所15頭 群飼・舎飼1カ 所14頭	良好	履歴なし・予定 なし15頭 履歴不明・予定 なし14頭 履歴・予定	なし	
	展示用	2	6	個体飼育・舎飼 1カ所2頭 群飼・放牧1カ 所4頭	良好	履歴あり・予定 あり：ロバ1カ 所1頭 履歴なし・予定 なし1カ所2頭 履歴なし・予定 不明1カ所3頭	あり1カ所4頭 なし1カ所2頭	
	その他 (愛玩用)	1	1	個体飼育・舎飼	良好	なし	なし	

⑥在来馬等飼養・衛生状況実態調査結果（馬伝染性貧血の検査対象外であって検査を受けていない馬の概要）つづき

（単位：戸、頭）

都道府県 調査戸数 頭数	用途	箇所数	頭数	馬伝染性貧血の検査対象外であって 馬伝染性貧血の検査を受けていない馬の飼育状況等				備考
				飼養形態	畜舎の衛生状態	馬の繁殖履歴等	馬の移動履歴等	
41 佐賀県 9 246	乗用	2	10	個体飼育	良好	なし	あり1カ所7頭 なし1カ所3頭	
	肥育用	5	230	群飼	良好	なし	なし	現地未調査
	福祉用	1	5	個体飼育	良好	なし	なし	
	その他 (愛玩用)	1	1	個体飼育	良好	なし	なし	
42 長崎県 36 130	乗用	10	57	舎飼	良好	なし	なし	
	肥育用	1	1	舎飼	良好	なし	なし	
	繁殖用 展示用	1	5	舎飼	良好	履歴あり・予定あり4頭 履歴なし・予定なし1頭	なし	繁殖用4頭は対州馬
	展示用	1	2	舎飼	良好	なし	なし	対州馬1頭
	福祉用	3	16	舎飼（運動場付カ所10頭）	良好	なし	なし	
	その他 (愛玩用、観光用、教育材料用)	20	49	舎飼	良好	なし	なし	愛玩用対州馬1頭
43 熊本県								
44 大分県 20 83	乗用	5	23	個体飼育・舎飼 4カ所19頭 群飼・舎飼1カ所4頭	良好	なし	なし	
	展示用	2	32	個体飼育・舎飼・パドック 群飼・舎飼・放牧	良好	なし	なし	
	その他	13	28	舎飼（パドック又は放牧）	良好	なし	なし	
45 宮崎県								
46 鹿児島県 100 368	乗用、繁殖用、展示用、福祉用、その他	100	368	舎飼、放牧、個体飼育、群飼混在				箇所数が多いため、用途別飼育状況等省略。
47 沖縄県 109 371	乗用、展示用、その他	109	371					箇所数が多いため、用途別飼育状況等省略。
計		452	2,105					

（平成26年度調査）

⑦在来馬等飼養・衛生状況実態調査結果（平成28年度報告）集計 団体名：

1	調査期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日													
2	報告担当者 (所属・氏名)														
3	調査人数 名	調査戸数	戸												
4	調 査 結 果														
(1)	各都道府県の馬飼育 状況の特徴等														
(2)	馬伝染性貧血の検査 についての都道府県 の対応状況	馬伝染性貧血検査状況 対 象 (検査頭数：) (未検査頭数：) 対 象 外 (検査頭数：) (未検査頭数：) 未検査の理由(用途別頭数)： 都道府県の馬伝染性貧血の告示内容：													
(3)	左のうち馬伝染性貧血の検査状況														
	用途	品種等	飼養 頭数 (頭)	検査対象頭数(頭)					検査対象外頭数(頭)					検査 機関	備 考
				検査					検査						
				未 検査	未 検査	未 検査	未 検査	未 検査	未 検査	未 検査	未 検査	未 検査	未 検査		
				≦24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	≦24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	未 検査	
①乗用	①軽種														
	②重種														
	③中間種														
	④小格馬														
	⑤在来馬 (備考欄に種名別)														
	⑥その他														
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②農用	①軽種														
	②重種														
	③中間種														
	④小格馬														
	⑤在来馬 (備考欄に種名別)														
	⑥その他														
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③肥育用	①軽種														
	②重種														
	③中間種														
	④小格馬														
	⑤在来馬 (備考欄に種名別)														
	⑥その他														
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④繁殖用	①軽種														
	②重種														
	③中間種														
	④小格馬														
	⑤在来馬 (備考欄に種名別)														
	⑥その他														
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑦在来馬等飼養・衛生状況実態調査結果（平成 28 年度報告）集計 つづき

		左のうち馬伝染性貧血の検査状況													備考	
用途	品種等	飼養 頭数 (頭)	検査対象頭数 (頭)						検査対象外頭数 (頭)							検査 機関
			検査					未 検査	検査					未 検査		
			≤24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度		≤24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度			
⑤展示用	①軽種															
	②重種															
	③中間種															
	④小格馬															
	⑤在来馬 (備考欄に種名別)															
	⑥その他															
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑥福祉用	①軽種															
	②重種															
	③中間種															
	④小格馬															
	⑤在来馬 (備考欄に種名別)															
	⑥その他															
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑦競走用	①軽種															
	②重種															
	③中間種															
	④小格馬															
	⑤在来馬 (備考欄に種名別)															
	⑥その他															
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑧その他	①軽種															
	②重種															
	③中間種															
	④小格馬															
	⑤在来馬 (備考欄に種名別)															
	⑥その他															
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- (注) 1 「品種等」の項、「⑤在来馬」については、その在来馬の品種（日本在来馬の8品種）ごとの頭数を備考欄に記入すること。
 2 「用途」の項、「⑧その他」については、在来馬8種以外は、その用途が「愛玩用」の場合は、内数として具体的品種ごとの頭数を備考欄に記入すること。
 3 飼養頭数は、基本的に調査時点の頭数とし、馬伝染性貧血の検査状況欄の検査対象頭数と検査対象外頭数の加算頭数と一致すること

⑦在来馬等飼養・衛生状況実態調査結果（平成 28 年度報告）農家集計

団体名：

整理番号

—

調査項目	調 査 結 果 等	
調査年月日	平成 年 月 日 () 当該農場の検査実施最終時期	
調査担当者(所属・氏名)		
回答者(応対者)	調査立会者：	
家畜の所有者/管理者 氏名・住所(主たる職業)	
電話番号/FAX 番号	TEL：	FAX：
馬の飼養場所所在地		
①馬の飼養形態等について(個体飼育・群飼・舎飼・放牧等の別等)	個体飼育	群飼育
	舎飼い	放牧飼育
	舎飼いの場合運動場：	有 無
②飼養用場所の状況について(畜舎の衛生害虫対策等)	畜舎の衛生状況： 良好 不良、	衛生害虫発生状況： 有 無
	特記事項：	
③馬の繁殖履歴等について	繁殖歴	有 頭
		無 頭
④馬の移動履歴等について	移動歴	有 頭
		無 頭
⑤(個体)状況 (飼育頭数) 頭	馬個体については、個体把握が可能な場合は、在来馬頭飼養・衛生状況実態調査票(馬個体票)による。 家畜伝染病予防法の検査 対象(検査頭数) 頭 対象外(検査頭数) 頭 未検査() 頭	

*上記①及び②は○で、③④⑤については馬個体票で可能な場合は個体票から数を転記

区 分		左のうち馬伝染性貧血の検査状況					備 考	
用途	品種等	飼養頭数(頭)	検査対象頭数(頭)		検査対象外頭数(頭)			検査機関
			検査済	未検査	検査済	未検査		
①乗用	①軽種	0						
	②重種	0						
	③中間種	0						
	④小格馬	0						
	⑤在来馬 (備考欄に種名別)	0						
	⑥その他	0						
	小 計	0	0	0	0	0		
②農用	①軽種	0						
	②重種	0						
	③中間種	0						
	④小格馬	0						
	⑤在来馬 (備考欄に種名別)	0						
	⑥その他	0						
	小 計	0	0	0	0	0		
③肥育用	①軽種	0						
	②重種	0						
	③中間種	0						
	④小格馬	0						
	⑤在来馬 (備考欄に種名別)	0						
	⑥その他	0						
	小 計	0	0	0	0	0		

⑦在来馬等飼養・衛生状況実態調査結果（平成 28 年度報告）農家集計 つづき

用途	品種等	飼養頭数 (頭)	左のうち馬伝染性貧血の検査状況				検査機関	備 考
			検査対象頭数 (頭)		検査対象外頭数 (頭)			
			検査済	未検査	検査済	未検査		
④繁殖用	①軽種	0						
	②重種	0						
	③中間種	0						
	④小格馬	0						
	⑤在来馬 (備考欄に種名別)	0						
	⑥その他	0						
	小 計	0	0	0	0	0		
⑤展示用	①軽種	0						
	②重種	0						
	③中間種	0						
	④小格馬	0						
	⑤在来馬 (備考欄に種名別)	0						
	⑥その他	0						
	小 計	0	0	0	0	0		
⑥福祉用	①軽種	0						
	②重種	0						
	③中間種	0						
	④小格馬	0						
	⑤在来馬 (備考欄に種名別)	0						
	⑥その他	0						
	小 計	0	0	0	0	0		
⑦競走用	①軽種	0						
	②重種	0						
	③中間種	0						
	④小格馬	0						
	⑤在来馬 (備考欄に種名別)	0						
	⑥その他	0						
	小 計	0	0	0	0	0		
⑧その他	①軽種	0						
	②重種	0						
	③中間種	0						
	④小格馬	0						
	⑤在来馬 (備考欄に種名別)	0						
	⑥その他	0						
	小 計	0	0	0	0	0		
合 計		0	0	0	0	0		

- (注) 1 「品種等」の項、「⑤在来馬」については、その在来馬の品種（日本在来馬の8品種）ごとの頭数を備考欄に記入すること。
 2 「用途」の項、「⑧その他」については、在来馬8種以外は、その用途が「愛玩用」の場合は、うち数として具体的品種ごとの頭数を備考欄に記入すること。
 3 飼養頭数は、基本的に調査時点の頭数とし、検査対象頭数と検査対象外頭数の加算数と一致すること。

H.28.5.9

衛生指導部／（公社）中央畜産会

在来馬等飼養・衛生実態調査結果（28年度報告）について

「在来馬等飼養・衛生実態調査結果（報告）」の記載上の留意事項

（県段階集計）

1. 調査期間及び報告：平成28年4月1日～平成28年11月18日

平成28年度調査は、10月ごろまでには終了し、取りまとめ、内容を御確認され、調査票をメールで11月18日までに報告。

2. 報告担当者（所属・氏名）：後日、報告内容の照会に対応される方。

3. 調査人数及び調査戸数を記載する。

4. 調査結果：各都道府県下全域の馬科動物の状況がわかるように、28年度調査時点における管内の飼養馬のすべての検査状況が把握できるよう記載する。

馬伝染性貧血の清浄化に伴い、毎年検査が実施されない状況（告示改正）があるが、本事業の趣旨（馬伝染性貧血の清浄性の確認）に鑑み、現況飼育馬のすべての検査実施状況を把握する。

(1) 各都道府県の馬の飼養状況の特徴等：例えば、競走馬の生産地域、競馬場がある、乗馬倶楽部施設が多い、肥育（肉用）馬がいる、多種類の用途の馬が飼育されている等。

(2) 馬伝染性貧血の検査についての都道府県の対応状況：

○馬伝性貧血検査状況：知事が告示し、県内で飼育される全ての馬の検査状況を記載する（①）。

①以外の馬については、対象外として記載する。

この場合、検査対象外で未検査の馬については検査していない理由（内容）を記載する。

（例）肥育馬は条例で除外されている、小格馬・愛玩馬は条例で除外されている、県知事が指定する馬に該当しない、野生化等しており検査できなかった等未検査があった場合は用途別にその理由を記載する。

○告示内容を記載する。

告示が改正された時点の内容、及び現在と変更ないか、その検査状況について記載する。

(3) 飼養頭数：調査時時点の県下全域の飼養頭数（毎年統計調査時を用いる場合はその日時を記載）。

都道府県・家畜保健衛生所等の情報、調査結果に基づいて記入。備考欄には、その他特徴的・特筆すべき事項を記入する。

①検査対象頭数：知事が馬伝染性貧血の検査が必要であると告示した馬の頭数。

飼養馬全頭を把握するため、該当馬の検査を実施した最終年度の検査結果を記載する。

これにより、原則未検査はないはずであるが、あった場合は未検査欄にその頭数を記載し、その理由を備考欄に記載する。

②①以外の検査対象頭数

飼養馬全頭を把握するため、該当馬の最終年度検査の検査結果を記載する。

未検査があった場合は、未検査欄にその頭数を記載し、その理由を備考欄に記載する。

用途別、品種等の区別については、調査時点で主たる用途に飼育されていることの判断で差支えないこととする。

また、県の家畜伝染病予防法による馬伝染性貧血検査が、今年度の実施が10月までに終了していない場合は、当該馬の最終年度の検査とする。

原則として、管内の現況飼養頭数と検査頭数の合計が一致しますが、地域の検査対応（当歳馬が検査に該当しない等）により一致しない場合もありますので、数年の調査の中で把握できるよう対応願います。

(農家集計)

農家集計票及び農家調査個票については、調査段階の状況について記載する。

各県の検査状況に応じて、農家個体票が確保できない場合（個人情報等の観点から）はその機関で保管されると思われませんが、県集計票にはすべての飼育馬の検査情報が集積されるようよろしくお願いします。

(参考)

品種等	具体的な品種	主な用途
軽種馬	アラブ、サラブレッド、アングロアラブ、アラブ系種、サラブレッド系種を指す	競走用 乗用 肥育用等
重種馬	ベルシュロン、ベルジャン、ブルトン、クライスデールなど	農用 肥育用 輓馬等
中間種	セルフランセ、スタンダードブレッド、クォーターホース、ハクニー、ハンターノルマン、フリージアンなど	乗用 愛玩用等
小格馬	シェトランドポニー、ウェルシュマウンテンポニー、ハクニーポニー コネマラポニー、アメリカンミニチュアホースなど	乗用 愛玩用 肥育用等
(在来馬8種) 北海道和種（北海道）：「道産子（どさんこ）」の俗称で親しまれている。 木曾馬（長野県木曾郡、岐阜県） 野間馬（愛媛県今治市野間） 対州馬（長崎県対馬市） 御崎馬（宮崎県都井岬） トカラ馬（鹿児島県トカラ列島） 宮古馬（沖縄県宮古島） 与那国馬（沖縄県与那国島）		乗用 農用 展示用 愛玩用等
その他	シマウマ、ロバ、ラバ、ケッテイ	展示用 愛玩用等

5 総括

馬伝染性貧血は通称「でんぴん」と呼ばれ、回帰性の高熱と重度の貧血を伴う、馬属にだけ感染する致死的な伝染病である。まだ戦後の雰囲気が残っていた昭和 30 年、日本にはなお 100 万頭近くの馬が存在し、馬産業は畜産の重要な一翼を担っていた。しかし、馬伝染性貧血が世界中に蔓延しており、日本でも昭和 27 年頃までは年間 1 万頭近くの馬が本病により摘発・淘汰されていた。

そこで、当時の農林省は馬伝染性貧血を最重要の伝染病のひとつと位置づけ、その撲滅のために、東京・小平町にあった家畜衛生試験場に「馬伝染性貧血研究部」を設立し、疾病の撲滅を図ろうとした。本疾病に対するワクチンは勿論、特異的な診断法もない状況で、研究部の主な目的はこの疾病防除のための確実な診断法及び予防法の確立であった。

研究開始後数年が経過した昭和 36 年、本ウイルスが末梢馬白血球培養細胞に細胞変性効果（CPE）を伴って増殖するという画期的な成果が得られた。この手法を基に、馬伝染性貧血ウイルスの増殖様式、性状、定量など、世界をリードする先駆的な内容の論文が続々と発表された。さらに、大量の感染細胞培養液から、純度の高いウイルス材料を調製することに成功し、品質の高い診断用特異抗原として本病の診断に応用できることが証明された。

昭和 53 年には特異反応のひとつである寒天ゲル内沈降反応（ゲル沈）が本病の診断法として正式に採用されることになった。この間、馬の数自体の減少と当時の担鉄細胞による診断の強化により、徐々に馬伝染性貧血の陽性馬は減少し、昭和 45 年代後半の発生頭数は 100 頭を割るまでになっていた。新しい診断法が実施されるようになった昭和 54 年には、精度の向上により摘発頭数は一時的に 198 頭にまで増加したものの、その後は次第に減少し、昭和 59 年、遂に陽性馬ゼロが達成された。

このような経過を辿って我が国は世界に先駆けて馬伝染性貧血の清浄国になった。しかしこれはあくまで検査を実施した馬の範囲内の成績であり、在来馬を含めて検査の実施が困難な馬の実態は不明のままであった。いや、むしろ採血が困難な馬の集団内での馬伝染性貧血の流行を常に危惧していたというのが本音であった。

平成 5 年に摘発された 2 頭の農用馬以外は、数十年の間清浄性が維持され、大きな流行は杞憂に終わると考えられた。その矢先の平成 23 年、宮崎県の御崎馬の集団から出た馬や群れの中から最終的に 14 頭もの馬伝染性貧血陽性馬が検出されるという、関係者にとってはまことにショックな事態が生じた。

このような状況を受けて、公益社団法人中央畜産会は感染の実態が明らかでない在来馬の馬伝染性貧血の清浄性確認調査を中心に馬の防疫強化対策事業を実施することにした。その主な内容は、①木曾馬（長野県、山梨県及び岐阜県）、対州馬（長崎県）、御崎馬（宮崎県）及びトカラ馬（鹿児島県）の 4 在来品種に対して馬伝染性貧血検査を実施する、② 47 都道府県畜産協会等に依頼して在来馬等の飼養・衛生状況の実態を調査する、③馬伝染性貧血防圧のための普及・啓発資料を作成する、などである。平成 26 年 6 月 23 日、「在来馬等馬伝染性貧血清浄化技術検討専門部会」を発足させ、それぞれの課題について担当委員を決め、3 年間の計画で事業は開始された。

各委員のご理解により、事業は順調に進展した。特に本事業の主課題である各地域の在

来馬の検査にあたっては、放牧している馬からの採血が求められており、このために各委員は献身的な努力をされた、と伺っている。在来馬の馬伝染性貧血検査成績は、3か年、延べ817頭の検査頭数に対し、陽性馬はまったく検出されず、全て陰性であった。この成果はまことに貴重であり、これまでの懸念を払拭するものであった。検査にあたった各委員の積極的なご協力に心より敬意を表したい。

在来馬等飼養・衛生状況実態調査は全国47都道府県の関係者に依頼し、その資料をまとめさせていただいた。調査時の飼養頭数70,133頭のうち、62,940頭(89.7%)の馬が馬伝染性貧血検査を受けていた。用途は37%あまりが競走用、約25%が乗用、約20%が繁殖用、10%弱が肥育用で、この四者の合計が90%を超え、大半を占めた。さらに馬伝染性貧血検査の対象外で検査を受けていない馬の飼養状況等の資料を精査し、実態を明らかにした。詳細な内容については各項目を参照していただきたい。

資料を提供下さった都道府県の関係者に厚く御礼を申し上げる。あわせて、馬伝染性貧血防疫のための普及誌「馬伝染性貧血」を作成した。新しい所見を加えた病原体の性状をはじめ、感染様式、疾病の疫学、臨床症状、診断法、防疫対策など、馬伝染性貧血という難解な伝染病を極めて分かりやすく説明しており、最適の参考資料が出来上がったと思っている。執筆・編集を担当された委員の方々に深く感謝したい。

在来馬等馬伝染性貧血清浄化技術検討専門部会委員

(五十音順、委員当時役職(現職))

安藤 俊二	一般社団法人岐阜県畜産協会家畜衛生部長(平成26年度)
上田 毅	全国公営競馬獣医師協会会長(平成26年度)
金井 義宏	一般社団法人長野県畜産会常務理事
久保田和弘	宮崎県農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課長(平成26年度)
近藤 高志	日本中央競馬会競走馬総合研究所分子生物研究室長(企画調整室長)
條々 和実	公益社団法人山梨県畜産協会専務理事(平成26年度)
杉野 繁治	公益社団法人日本馬事協会専務理事(地方競馬全国協会監事)
高牟礼陽一	宮崎県宮崎家畜保健衛生所防疫課長(平成27及び28年度)
手塚 博愛	公益社団法人鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会専務理事(参与)
中島 英男	元家畜衛生試験場長(座長)
村上 賢二	岩手大学農学部教授
山川 睦	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門 海外病研究調整監
山口 義紀	一般社団法人長崎県畜産協会専務理事(平成26年度)

(参 考)

1. 馬伝染性貧血について
2. 在来馬（木曾馬・対州馬・御崎馬・トカラ馬）の飼養状況、検査状況等
 - (1) 木曾馬
 - (2) 対州馬
 - (3) 御崎馬
 - (4) トカラ馬

1. 馬伝染性貧血について

(1) 病原体と病態

馬伝染性貧血は、馬伝染性貧血ウイルスを原因とする、馬属に特有の疾病である。馬伝染性貧血ウイルスはレトロウイルス科レンチウイルス属に属する RNA ウイルスであり、一旦馬に感染するとウイルスは体内から排除されることなく、生涯にわたり感染が持続する。

感染馬の臨床症状は、一般的に急性型、亜急性型及び慢性型に区分される。急性型では、感染後 7～20 日で発熱と貧血が起こる。その他、血小板の減少、元気や食欲の減退や消失が認められ、体重が減少し、解熱しないまま 10～14 日で死亡する。亜急性型は、1 回目の発熱を耐化した馬に認められる。解熱後、2 週間から 1 か月程度の間隔の発熱が繰り返される(回帰熱)。1 回あるいは数回の発熱の繰り返しの後に衰弱して死亡する。慢性型では、発熱間隔が長く、また軽度となり、やがて発熱が認められなくなる。外見上健康馬と区別が困難であり、摘発されずに飼養され続けた場合には感染源となり得る。

ウイルスは単球/マクロファージ系の細胞に感染し、感染細胞の染色体 DNA に組み込まれたプロウイルスと呼ばれる状態で持続感染する。ウイルスは成熟した組織中のマクロファージや樹状細胞内で増殖すると考えられる。血中のウイルス力価は発熱の時期に高くなり、また薬物やストレスなどによる免疫抑制時にも高くなることが報告されている。

感染馬の発熱期には、それまでのウイルスとは抗原性の異なる変異ウイルスが出現する。変異ウイルスは、以前に出現したウイルスに対して産生された中和抗体によっては中和されない。次の発熱期にはまた異なる抗原性のウイルスが検出される。

ワクチンはなく、有効な治療法もない。そのため馬産業に大きな損害を与える疾病として、家畜伝染病予防法により家畜伝染病に指定されており、感染馬は法に基づき殺処分される。

(2) 感染と伝播様式

主要な感染経路は、主にアブ科の吸血昆虫による機械的伝播である。すなわち、ウイルス感染馬を吸血した際にアブの口器に付着したウイルスが、非感染馬の吸血時に馬の体内に注入されることにより感染が成立する。アルボウイルス(節足動物媒介性ウイルス)と呼ばれるウイルスとは異なり、本ウイルスは媒介昆虫の体内では増殖しない。また創傷などからの接触感染や子宮内感染による垂直感染も報告されている。感染馬に使用してウイルスで汚染された注射針などの使い回しによる医原性の感染も報告されている。

アブによる馬伝染性貧血ウイルスの伝播は、主に近接している馬の間でおこる。ウイルスの伝播には、アブが感染馬を吸血し、一旦吸血が中断された後に非感染馬に移動して吸血を再開する必要がある。アブに刺された馬は疼痛や不快感によりアブを追い払おうとするが、アブはできるだけ速やかに吸血を完了しようと、元の馬あるいは近くの馬で吸血を再開しようとする。ある報告では、アブは 4 マイル(約 6.4km) 以上飛行可能であるが、99% のアブは、他の馬が 160 フィート(約 48m) 以内に存在しない場合には元の馬に戻ろうとする。これらの知見に基づき、米国農務省の馬伝染性貧血のマニュアルでは、感染馬の隔離時には、非感染馬から 200 ヤード(約 180m) 以上離すことが規定されている。

(参考資料)

1. Issel, C. J., Cook, R. F., Mealey, R. H. and Horohov, D. W. Equine infectious anemia in 2014: live with it or eradicate it? In: Veterinary Clinics of North America: Equine Practice (Ed. Mealey R. H.) , 30 (3) , 561-577, 2014.
2. Mealey, R. H. Equine infectious anemia. In: Equine Infectious Diseases, 2nd Ed. (Eds. Sellon, D. C. and Long, M. T.) , Elsevier, 232-238, 2014.
3. Nakajima, H. and Sugiura, T. Review: Equine infectious anemia - Research in Japan on the virology, immunology, pathogenesis and control. J. Equine Sci. 5, 1-19, 1994.
(和訳：杉浦健夫、中島英男 馬伝染性貧血—病原体、病理発生、免疫、診断および予防に関する日本の主要研究成果 . 馬の科学 32, 247-265, 1995.)
4. OIE Manual of Diagnostic Tests and Vaccines for Terrestrial Animals 2016, Chapter 2.5.6 Equine infectious anaemia (Version adopted in May 2013) http://www.oie.int/fileadmin/Home/eng/Health_standards/tahm/2.05.06_EIA.pdf
5. World Organization for Animal Health (OIE) , Disease Information,7.
http://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Diseaseinformation/diseasehome (OIEの疾病情報)
6. 村上賢二、小西美佐子、亀山健一郎、芝原友幸、川寫健司：我が国で発生した馬伝染性貧血の対応と病性鑑定について . 家畜衛生週報 No.3183, 396-398, 2011.

2. 在来馬（木曾馬・対州馬・御崎馬・トカラ馬）の飼養状況、検査状況等

1 木曾馬

(1) 木曾馬の飼養状況

木曾馬は長野県南西部に位置する木曾地域を中心に飼養されている日本在来馬の一種で、現在約 150 頭が飼養されている。古くは天皇への献上品として、武士の収入源としてまた、軍馬や農耕馬などとして 1000 年以上前から人々とともに生きてきた。明治時代以降には、国の改良方針を元に軍馬改良が進められ、アングロノルマン種などを中心に馬匹改良が行われた。軍馬改良により純血種が絶えたこととされた木曾馬であったが、終戦後の農用馬需要増に合わせ、昭和 21 年から軍の改良方針に背き隠していた雄馬を元に復元が進められたが、モータリゼーションにより使役馬としての需要が減り、肉用馬としての需要が高まることでさらに頭数を減らしていった。昭和 24 年には長野県内で去勢を免れていた純血雄馬が神社で発見されたことから、木曾地域に戻し、



乗馬（引き馬）

純血雌馬と交配され昭和 26 年に誕生したのが第三春山号である。

以降、木曾馬の保存事業は昭和 44 年に保存会が結成されるなど体制が整ってくるものの、飼養者や飼養頭数は減少し、昭和 53 年には約 30 頭まで数を減らした。

昭和 58 年には長野県天然記念物に指定されるなど、徐々に数を増やしていき、平成 20 年ごろには全国で約 160 頭が飼養されるまで回復した。



大町流鎗馬（若一王子例大祭）

しかし、近年では飼養者の高齢化に伴い、飼養馬の高齢化が進み、生産数の減少も見られる。

現在、日本全国では約 70 名の飼養者により飼養されている木曾馬は、多くの馬が愛玩用として個人宅で飼養されているほか、その性質の穏やかさや背の低さ（平均体高 133cm）から子供たちの乗馬だけでなく、野山を歩くトレッキングや古式馬術、動物介在療法のパートナーとしても見直され需要が増えつつある。また、馬耕や馬搬などの古くて新しい技術を継承していくためにも必要な存在となってきている。木曾馬だけでなく多くの在来馬が活躍できる場所を確保することや、興味を持ってもらうことがこれからの木曾馬の保存につながるのではないかと現在考えられ、保存会、個人飼養者だけでなく、行政や大学などとの共同研究も進められている。

（木曾馬の概要等）

ア 山梨県

山梨県の木曾馬の飼養状況は、1 か所は木曾馬及び木曾系馬（飼養馬の約半数）を売り物にして乗馬クラブを開設している。その他の 4 施設は、乗用馬のうち各 1 頭の木曾馬又は木曾系馬を飼養している。

（単位：か所・頭）

飼養施設	箇所数	飼養頭数	備考
乗馬施設	2	11 (3)	一般及び観光乗馬クラブ
乗馬施設（福祉併用）	1	1 (0)	一般乗馬及びホースセラピー用
大学	1	1 (1)	馬術部所属、乗馬用
観光乗馬	1	1 (0)	引き馬による観光
合計	5	14 (4)	

注）飼養頭数は木曾系馬を含めた頭数、（ ）内は木曾馬の頭数

イ 岐阜県

岐阜県では下記のとおり 13 か所で 27 頭の木曾馬が飼養されている。

(単位: か所・頭)

飼養施設	箇所数	飼養頭数	備考
公共施設	2	6	市営畜産センター
農林高校	3	5	
体験型観光施設	2	7	木曾馬牧場
個人(神祭馬)	3	3	花馬、流鏝馬
個人(趣味)	3	6	
合計	13	27	

《特記事項》

地元の岐阜大学応用生物科学部の高須准教授により、木曾馬をはじめとする在来馬に関する飼養状況や遺伝学的な分布が調査されている。

遺伝学的な分布調査にとどまらず、地域資源としての木曾馬(在来馬)に関する高須准教授の見解は、今後の木曾馬(在来馬)のありようについて非常に興味深い示唆を与えている。

ウ 長野県

長野県では、下表のとおり 16 か所に 54 頭の木曾馬が飼養されている。飼養の主体は、開田高原振興公社が開設する木曾馬の里乗馬センターであり、木曾馬の保存のために飼養している。

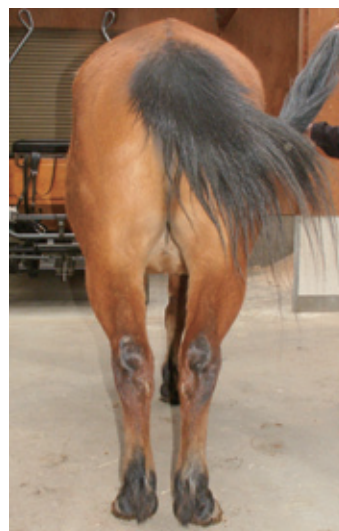
木曾地域の個人の飼養者は、高齢化のため減少しており、5 か所に 7 頭が飼養されているのみで、その他の個人飼養者は、県下に散在している。

(単位: か所・頭)

飼養施設	箇所数	飼養頭数	備考
乗馬施設	2	3	木曾馬トレッキングセンター 飯綱高原乗馬倶楽部
木曾馬牧場	1	33	木曾馬の里・木曾馬乗馬センター
動物園	1	1	茶白山動物園
農業高校	1	3	下高井農林高校
個人	11	14	
合計	16	54	



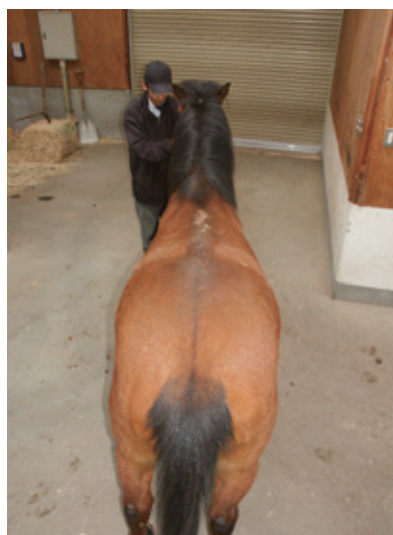
【正面】



【後面】



【側面】



【背中の鰻線】

(2) 馬伝性貧血検査の検査体制

ア 山梨県

○平成 26 年度まで

根拠法令：家畜伝染病予防法第 5 条第 1 項

実施する区域：県内全域

実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲：「実施区域内で飼育している生後 180 日以上の子馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの」とされているが、内容は「乗用馬、愛玩馬」について毎年全頭検査を実施してきた。

○平成 27 年度以降

馬伝性貧血がほぼ清浄化され、軽種馬防疫協議会において入厩条件が変更されたことに伴い、平成 27 年度以降検査頻度を「5 年に 1 度」とすることとなった。

根拠法令：平成 26 年度までと同様実施する区域は、実施予定頭数が 90 ～ 120 頭となるよう県内を 5 地区に分け順次検査することとした。

実施の対象となる家畜：平成 26 年度までと同様

イ 岐阜県

根 拠：家畜伝染病予防法第 5 条第 1 項及び第 2 項

対象馬：

- 1 競馬法による競馬に出場する競走馬のうち、過去 5 年以内に検査を受けていない馬（平成 27 年度から 5 年に 1 度となった）
- 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

検査機関：家畜保健衛生所

ウ 長野県

馬伝染性貧血の検査は、寒天ゲル内沈降反応により実施している。平成 26 年度までは、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及び当該雌馬と同一施設内で飼育している馬、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及び当該雄馬と同一施設内で飼育している馬を家畜伝染病予防法第 5 条の検査対象として、毎年告示して検査を実施していた。

そのため、木曾馬については、繁殖用、種付け用の馬が主な検査対象であった。平成 27 年度からは、すべての馬を家畜伝染病予防法第 5 条の検査対象として、4 年に 1 回は検査を実施するよう実施する地域を指定し、告示して検査を実施している。

また、実施する区域以外の馬で、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めた馬についても検査を実施している。

その他、家畜伝染病予防法に基づく検査以外は、必要に応じて、試験検査処置として検査を実施している。



採血

(3) 木曾馬の馬伝染性貧血検査結果

(単位：頭)

県名	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		合計	
	検査頭数	陰性頭数	検査頭数	陰性頭数	検査頭数	陰性頭数	検査頭数	陰性頭数
山梨県	0 (475)	0 (475)	25 (114)	25 (114)	0 (5)	0 (5)	25 (594)	25 (594)
岐阜県	24 (688)	24 (688)	1 (112)	1 (112)	1 (114)	1 (114)	26 (914)	26 (914)
長野県	21 (278)	21 (278)	50 (281)	50 (281)	29 ☆ (94)	29 ☆ (94)	100 (653)	100 (653)
合計	45 (1,441)	45 (1,441)	76 (507)	76 (507)	30 (213)	30 (213)	151 (2,161)	151 (2,161)

※ () 内は、家畜伝染病予防法に基づく、馬伝染性貧血の検査頭数

☆は、10月末現在

注) 山梨県：28年度は、飼養者からの依頼による検査頭数、定期検査は冬期に実施予定

岐阜県 28年度中に、木曾馬 2 頭検査予定あり

岐阜県 25年度に、木曾馬 19 頭検査実施済

(4) 馬伝染性貧血検査結果の分析

県名	分析結果
山梨県	平成 26 年度までの伝染性貧血検査は、1986 年に開催された「かいじ国体」の馬事衛生対策強化の一環で開始された。対象は県内で飼養される全乗馬、愛玩馬であり、毎年 500 頭以上が約 30 年にわたり検査され、木曾系を含む木曾馬や北海道和種等の在来馬も含まれており、検査結果は全て陰性であった。馬は他県との交流もあることから確定的なことは言えないが、本県で飼養されている馬については伝染性貧血に感染する可能性はかなり低いと思われる。
岐阜県	木曾馬も含めて県内での馬伝染性貧血の検査結果は全頭陰性が継続されている。一部愛玩用飼養者において、畜主の高齢化、施設の老朽化、馬が調教されていないなどの理由で検査（保定、採血など）が困難な場合がある。
長野県	平成 26 年度から 3 年間にわたり、本事業で木曾馬の馬伝染性貧血検査を実施してきたが、すべて陰性であり、本県の木曾馬には馬伝染性貧血ウイルスは、まん延していないことがわかった。これは、平成 26 年度までは、繁殖に供用する馬に関しては、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施してきた結果であると思われる。

(5) 総括

平成 26 年度から 28 年度までの 3 年間にわたり、山梨県、岐阜県、長野県で飼養されている木曾馬に関して馬伝染性貧血清浄性確認検査を実施してきたが、3 県で飼養されていた木曾馬は、全て陰性であった。このことから、3 県の木曾馬には馬伝染性貧血ウイルスは、まん延していないことが確認された。

また、在来馬等馬飼養衛生実態調査については、木曾馬の飼養施設については、概ね実施することができたが、その他の飼養施設については、か所数が多くすべてを調査することが不可能であった。

その中でも木曾馬飼養施設や乗馬施設については、比較的良好に飼養されていたが、調査ができなかった個人の飼養者については、飼養衛生に関する指導が必要になると思われる。

在来馬等馬伝染性貧血清浄化地域推進検討会では、日本中央競馬会や公益社団法人馬事協会の助言を頂きながら、木曾馬の保存に関しても検討してきたが、木曾馬の保存をする上でその活用が重要であり、祭祀用、乗馬用、障害乗馬用、展示用、セラピー用等飼養の

底辺の拡大が必要である。

その上で、繁殖管理することが求められ、現在の木曽馬の飼養頭数による近交が繁殖に影響しているのかは明らかではないが、生産して馬の行く先が確保できなければ、保存は困難になると考えられる。

関係者の英知を結集して、貴重な木曽馬を絶やさないような取組みが今後も求められている。



木曽馬の活用（引馬）



木曽馬の活用（障害者乗馬）



木曽馬の活用（乗馬）



木曽馬の活用（雪上乘馬）



木曽馬の活用（打毬）



木曽馬の活用（王子神社例大祭）



木曾馬の活用（馬そり）



木曾馬の活用（馬そり2）



木曾馬の活用（馬耕）



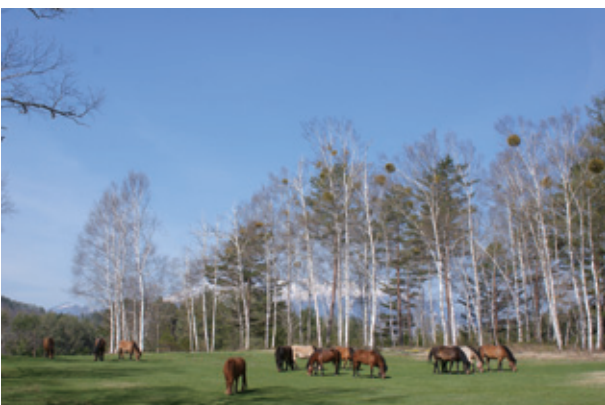
木曾馬の活用（馬車）



木曾馬の活用（木材の馬搬）



木曾馬の活用（木曾福島の関所祭）



木曾馬活用放牧風景



木曾馬放牧風景



木曾馬活用放牧風景



木曾馬活用放牧風景



木曾馬活用放牧風景



木曾馬活用放牧風景



木曾馬活用放牧風景



木曾馬活用放牧風景

2 対州馬

(1) 対州馬の飼養状況

長崎県の対馬を中心に飼養されてきた対州馬は、鎌倉時代の元寇の役で対馬の宋一族の武将を乗せ、活躍したと言われている。対馬特有の山道が多い地形において、農耕や木材・日用品の運搬に使役され、人々の暮らしには欠かせない存在であった。特徴として、体高は125cm～135cmで、毛色は本来青毛が主であるが、現在は鹿毛、青毛、栗毛の順となっている。外貌としては、小格で中駆がやや長く、馬銜を使わず頭絡と一本手綱で馬を制御出来るため、女性でも容易に扱える。肢蹄堅牢で、通常は装蹄を行わない。節締めよく体質強健。持久力、負担力に富み、通常130～150kgの荷物を運搬出来る。性格は従順で温厚である。頭はやや大きく、眼は豊円。耳は短直で締めがいい。下顎はよく発達しており、顎は短く深いやや薄い。き甲は高く長く、山道での使役に適するよう改良されたため、胸幅が狭く、抱きが細いので子供や小柄な人でも乗りやすい。歩様は確実で、短節であるが力があり、急傾斜地での昇降に適した側対歩を自然と覚える。



正面



後面



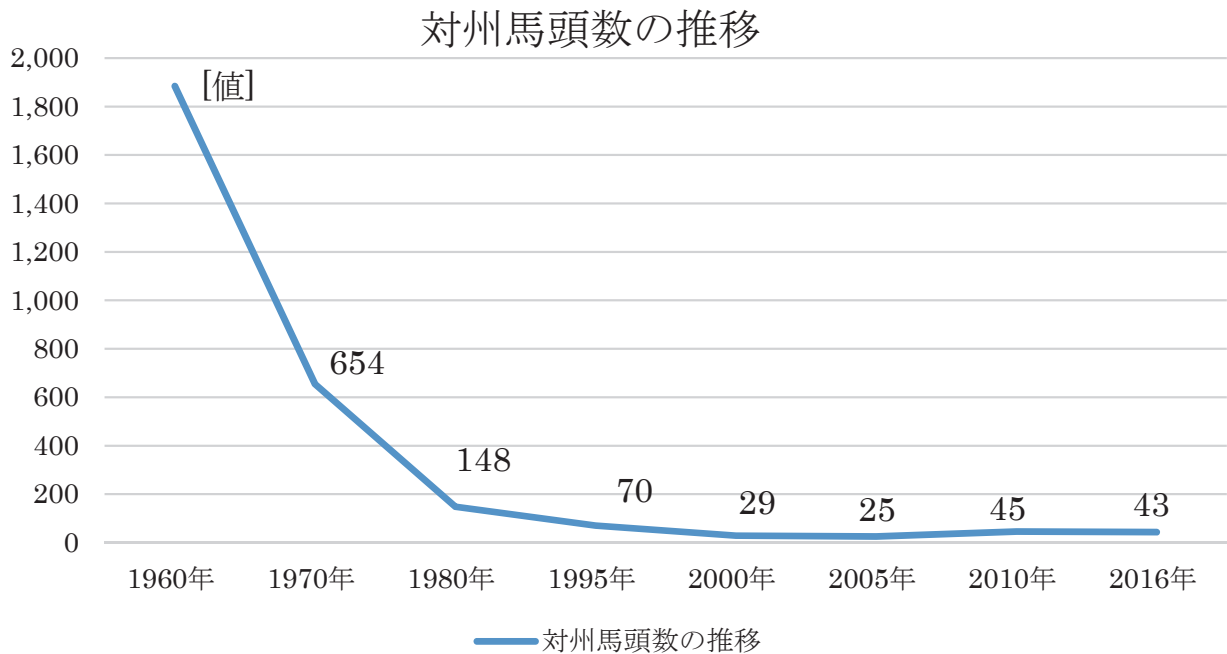
側面

【対州馬頭数の推移と現状】

農業人口の高齢化や減少、自動車及び農機具の普及などにより、ニーズが減少しその数は減少の一途を辿っている（下記グラフ参照）。頭数の推移としては、1960年：1,884頭 1970年：654頭 1980年：148頭 1995年：70頭 2000年：29頭 2005年：25頭となっており、50年の間に1/100まで頭数が減少している。

平成9年には旧美津島町が保存、増頭に取り組み、47頭まで増やしたが、増頭による財政上の負担のため里親を募り、一部の馬を譲渡した。

平成28年11月時点では、対馬地区を中心に県内で40頭程度飼養されている。



主な飼養地（目保呂ダム馬事公園、あそうベイパーク、放牧場4か所）

対馬では8か所にて飼養され、最も多い目保呂ダムでは引き馬やトレッキング等初心者から経験者まで乗馬体験が出来る。また、毎年10月の第3日曜日に開催される『初午祭』(※)に活用されており、地域住民とのコミュニケーションを深める重要な役割を果たしている。

※初午祭：2002年の7月に上県町瀬田地区で「馬跳ばせ」が復活。同地区では明治時代から、初午祭（男の子の初節句の行事）の余興として、対州馬による草競馬「馬跳ばせ」が行われていたが、出走する対州馬がいなくなったため、1960年代後半から途絶えていたが、町おこしと対州馬の保存につなげようと、町と地元有志による初午祭実行委員会が、目保呂ダム馬事公園を会場として「馬跳ばせ」を復活させた。好評を博したことから、対馬初午祭は恒例行事となり、大勢の観光客でにぎわっている。初午祭では、目玉行事の「馬跳ばせ」のほかに、流鏝馬ルーレットや乗馬体験などでも、対州馬が活用されている。



目保呂ダム馬事公園



トレッキング風景



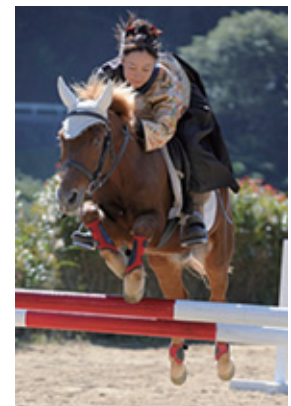
観客の様子



流鏝馬



馬跳ばせ



障害飛越



主な飼養地



対州馬登録事業の開始は昭和 54 年で、対州馬保存会の発足は昭和 47 年である。登録事業の主な目的としては、近親交配の回避や、血統管理等が挙げられ、対州馬保存活動の中心となり増頭に向け取り組んでいる。

また、長崎県以外での飼養は平成 22 年家畜保健衛生所の調査によると、北海道（十勝牧場）2 頭、宮城県（八木山動物園）2 頭、福岡県（個人所有）2 頭となっている。

・対州馬の飼養状況（長崎県内。平成 28 年 11 月現在）

飼育施設	頭数	備考
あそうベイパーク	4	乗用・繁殖・展示
目保呂ダム馬事公園	17	乗用・繁殖・展示
第 1 放牧場	1	繁殖
第 2 放牧場	4	繁殖・展示
第 3 放牧場	1	繁殖
第 4 放牧場	4	繁殖・展示
個人飼養	3	繁殖・展示
対馬以外	3	繁殖 等
計	37	

(2) 馬伝性貧血検査の検査

家畜伝染病予防法第 5 条第 1 項の検査対象として告示して実施されている。各家畜保健衛生所で採血した血清を用い、寒天ゲル内沈降反応で実施。人員体制は対馬家畜保健衛生所の職員、市職員及び畜産協会職員等で行う。また、平成 28 年度は清浄化地域推進検討会にあわせ（公社）中央畜産会及び地方競馬全国協会の立会いのもと、採血及びマイクロチップの埋め込みを実施した。

数頭耳捻を実施したものの、対州馬は温厚であり、ほとんどが保定枠に入ることなく、採血が可能である。

また、今年度（平成 28 年度）事業でマイクロチップの挿入を実施し、確実な個体確認とともに、計画的な交配の維持と近親交配の軽減を行うこととした。



採血



マイクロチップ埋め込み



マイクロチップとリーダー



リーダー読み取り



目保呂ダム馬事公園にて

(3) 馬伝染性貧血検査結果

(単位：頭)

県名	平成27年度		平成28年度		合計	
	検査頭数	陰性頭数	検査頭数	陰性頭数	検査頭数	陰性頭数
長崎県	35	35	37	37	72	72
合計	35	35	37	37	72	72

(4) 馬伝染性貧血検査結果の分析

現在のところ全頭陰性を確認していること、また上記の検査結果より、長崎県内での馬伝染性貧血ウイルスの動きはないものとする。

以上のことから、対州馬での馬伝染性貧血の清浄性が確認されたものと思われる。

(5) 総括

対州馬は、長崎県対馬市を中心に飼養されてきた日本在来種の馬であり、国の貴重な財産であり、温順な性格や小柄な体格を活かし、乗馬用や観光資源としての活用や、希少種として保存活動のために馬伝染性貧血検査は有効であったと考えられる。

現在対州馬は、長崎県内で40頭程度飼養されている。平成27～28年度の2年間での検査結果は全頭陰性であった。

また、今年度においては、対州馬保存会より確実な個体管理と計画的な繁殖管理のため、採血と同時にマイクロチップの埋め込みを実施した。

3 御崎馬

(1) 御崎馬の飼養状況

① 御崎馬の概要

- ・宮崎県串間市の都井岬に生息する日本在来馬の一種。
- ・元禄 10 年（1697 年）、福島地方（現在の串間市）に高鍋藩秋月家によって設置された藩営牧場（御崎牧）が起源。
- ・昭和 28 年（1958 年）に国の天然記念物に指定される。
- ・現在は御崎牧組合が馬や生息地を管理。

② 御崎馬の特徴

- ・体長・体高ともに約 130cm、毛色は鹿毛、黒鹿毛が多い。背中に鰻線のあるものが多く見られる。
- ・種雄馬を中心に数頭の雌馬と子馬で構成された群（ハーレム）を作る。
- ・出産シーズンは、3 月～8 月で、4～5 月に最も多く生まれる。



雄馬



雌馬

③ 平成 28 年 9 月 23 日現在の飼養頭数

	成馬	出生馬	小計	合計
雄	43 頭	2 頭	45 頭	102 頭
雌	49 頭	8 頭	57 頭	

(2) 馬伝染性貧血の検査体制

囲いへの馬の追込み作業は牧組合を中心に、採血作業は宮崎大学を中心に、その他串間市、ボランティア等多くの関係者の協力のもと本事業を実施している。馬伝染性貧血の検査は、宮崎大学及び宮崎家畜保健衛生所で実施。

作業内容ごとの概要は以下のとおり

① 馬追い作業

- ・採血日前日に 2 箇所程度の囲いに馬を追い込む。
- ・作業は牧組合員を中心に、宮崎大学、串間市職員、ボランティア等 100 名以上で実施。



数十名で取り囲みながら囲いに馬を追い込む。



囲いの中に追い込まれた馬の状況



囲いの中に追い込まれた馬の状況



駒追の様子（扇山）

② 保定作業



囲いの中にある通路に馬を追い込む。



馬と馬の間に丸太を入れ、4、5頭ずつ保定



ロープで保定

③ 採血、凍結烙印、マイクロチップ装着作業



採血



凍結烙印用の専用器具を液体窒素で冷却



30 秒ほど押し当てる



凍結烙印後の状態



マイクロチップインジェクターとマイクロチップリーダー



マイクロチップの装着



マイクロチップリーダーでの装着確認

④ 馬伝染性貧血検査

- ・宮崎大学：PCR 及びゲル内沈降反応を実施。
- ・宮崎家畜保健衛生所：後日同じ血清を用いてゲル内沈降反応を実施。

(3) 馬伝染性貧血検査結果

平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		合 計	
検査頭数	陰性頭数	検査頭数	陰性頭数	検査頭数	陰性頭数	検査頭数	陰性頭数
78	78	88	88	83	83	249	249

(4) 馬伝染性貧血検査の結果分析

本事業により検査を平成 26 年度から 28 年度まで実施し全て陰性を確認。毎年、全頭は検査出来ていないものの 3 か年で全ての馬の抗体陰性が確認された。

(5) 総括

平成 23 年 3 月に都井岬由来馬が馬伝染性貧血ウイルスに感染していたことが判明。その後、疫学調査を行い、12 頭の抗体陽性馬が確認された。県は国との協議の上、抗体陽性馬全て殺処分。その後、本事業により御崎馬の馬伝染性貧血ウイルスの検査を平成 26 年度から 28 年度まで実施し全て陰性を確認。以上のことから、御崎馬での馬伝染性貧血の清浄性が確認されたものと思われる。

4 トカラ馬



トカラ馬



フェリーとしま

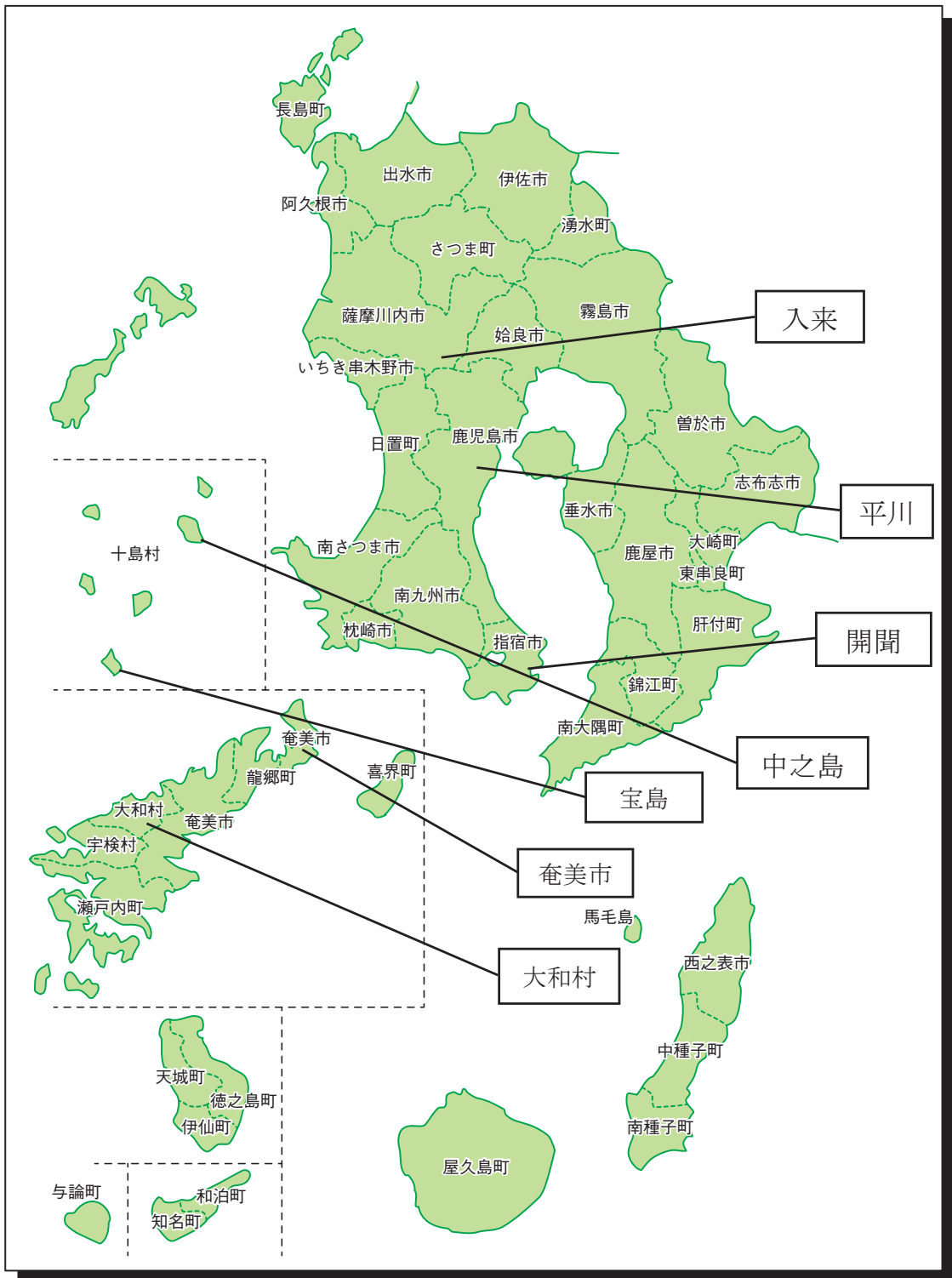
(1) トカラ馬の由来等

- ・トカラ列島（十島村）に故郷をもつ島嶼型の小型の日本在来馬
- ・明治30年大島郡喜界町から宝島へ10数頭導入（島嶼見聞録）
- ・昭和27年十島村宝島に小型の在来馬が飼養されていることを確認し、「トカラ馬」と命名
- ・頭数減少により、昭和28年8月鹿児島県の天然記念物に指定され、保護に取り組みはじめた。
- ・昭和35年絶滅危機のため、宝島から磯山遊園地に2頭移動
- ・昭和38年には宝島から開聞山麓自然公園に14頭移動
- ・昭和43年鹿児島大学入来牧場に磯山遊園地から5頭移動
- ・昭和48年トカラ馬保存会の結成（事務局：鹿児島大学）
- ・昭和52～55年十島村中之島へ開聞山麓自然公園、宝島、動物園から移動（5頭）
- ・以降、開聞山麓自然公園、鹿児島大学入来牧場、十島村中之島の施設においてトカラ馬を保存

(2) トカラ馬の特徴

- ・体高
体高は108～122cmの矮小馬
牡馬の平均114.9cm、牝馬の平均114.5cm
- ・毛色
黒鹿毛、一部栃栗毛
- ・出産
3～9月で3～5月に最も集中する。

(3) 鹿児島県内のトカラ馬飼養場所



入来：鹿児島大学入来牧場（42頭）、平川：鹿児島市平川動物園（2頭）

開聞：開聞山麓自然公園（57頭）、中之島：十島村中之島（24頭）

宝島：十島村宝島（1頭）、奄美市：笠利町（3頭）、

大和村：大島郡大和村（1頭）

（ ）頭数は平成28年度飼養頭数

中之島飼養状況



牧場案内



下放牧場



トカラ馬親仔



下放牧場の馬

入来飼養状況



放牧風景



馬の追込



採血前の馬



採血後の馬

開聞飼養状況



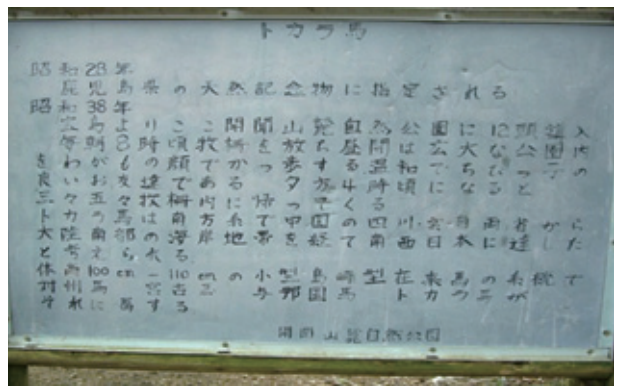
放牧場



放牧場



パドックの馬

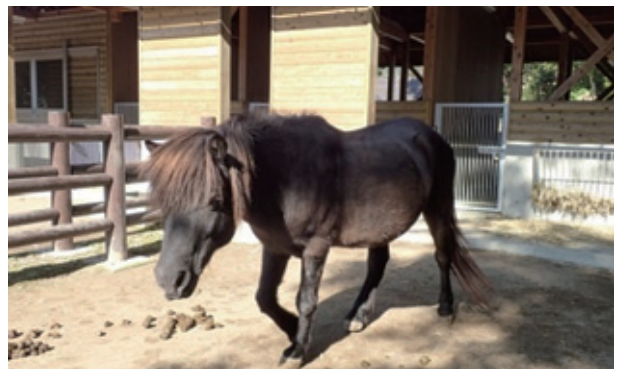


トカラ馬の案内

平川動物園飼育状況



厩舎



コタロウ号

奄美市（福祉施設）飼養状況



パドック



厩舎

(4) 在来馬等馬伝染性貧血清浄化地域推進検討会開催状況

区 分	開催回数	出席者数
平成 26 年度	2 回	17 名、14 名
平成 27 年度	2 回	14 名、14 名
平成 28 年度	2 回	16 名、15 名

検討会構成員

日本馬事協会、全国乗馬倶楽部振興協会、トカラ馬保存会、鹿児島大学、開聞山麓自然公園、十島村、鹿児島県獣医師会、県畜産課、家畜保健衛生所（鹿児島中央・南薩・北薩）、獣医師、県家畜畜産物衛生指導協会（事務局）

(5) 馬伝染性貧血検査体制

中之島、入来、開聞の飼養形態は放牧が主体である。中之島、入来は馬追をして、追込枠・保定枠へ、開聞は夜パドックへ収容しているため、パドックから追込枠・保定枠へ馬を誘導し、個体ごとに頭絡で保定して採血を実施。

人員体制は各管轄の家畜保健衛生所（家保）の職員を主体にして、不足する場合は他の家保に依頼し、また、現場の職員・管理人、及び獣医師、家畜畜産物衛生指導協会（事務局）の職員等で、追込・保定・採血の各班に分けて採材した。

個体確認はマイクロチップを事業開始時から装着しているため、マイクロチップリーダーで確認、新生馬には新たにマイクロチップを装着した。

その他の動物園、農場等（福祉施設等）の採材は家保の職員で採材し、各個体が確認されているためマイクロチップの装着はしていない。

馬伝染性貧血の検査はそれぞれの飼養施設のある鹿児島中央家保（中之島等）、南薩家保（開聞）、北薩家保（入来）でゲル内沈降反応を実施。

追込枠・保定枠の状況

中之島下牧場の追込枠



中之島の保定枠



入来牧場の保定枠



開聞の追込枠

採血風景



開聞での採血



入来での保定中



中之島での採血



開聞での採血

マイクロチップ及びリーダー



マイクロチップ



マイクロチップリーダー

(6) 馬伝染性貧血検査（検査頭数）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	合 計
中之島	9	25	24	58
開 聞	50	51	57	158
入 来	39	42	42	123
動物園	2	2	2	6
その他	-	-	6	6
合 計	100	120	131	351
検査結果	全頭陰性			

(7) 馬伝染性貧血の検査結果分析

3箇年で実頭数 154 頭、延べ 351 頭の検査を実施して、全頭陰性であった。

中之島、開聞、入来の 3 飼養施設は隔離された場所での飼養であり、トカラ馬等の導入はなく、馬からの感染はないと思われる。

その他動物園や農場（福祉施設等）で飼養されているトカラ馬は、他の馬等の飼養もあるため、他の疾病も含め飼養衛生管理基準の遵守が必要である。

(8) 総括

トカラ馬は県の天然記念物であり、種の保存のため、トカラ馬保存会が設立され、3 飼養施設（中之島、開聞、入来）で主に飼養されている。

今回の事業は、告示の対象外となる在来馬（トカラ馬）の馬伝染性貧血検査はトカラ馬の保存のために非常に有効であった。

今後は、乗馬、トレッキング、セラピー等の活用を検討し、トカラ馬の保存につなげていくことが必要と思われる。

平成 26 年度事業開始時の現地説明（開聞）



現地での事業説明



現地での打合せ



保定枠



トカラ馬親子

平成 27 年度（開聞）



パドックから追込枠へ



追込枠から保定枠へ



保定枠から採血枠へ



採血枠

平成 26 年度 (入来)



追込枠



保定枠へ追込



個体確認



採血

平成 27 年度 (入来)



追込枠内の馬



保定枠・採血枠



保定・採血枠の馬



保定・採血枠内の馬

平成 27 年度 (中之島)



下牧場追込枠



下牧場採血枠



上牧場追込枠



上牧場保定・採血枠

平成 28 年度 (中之島)



下牧場放牧場



下牧場追込枠



下牧場放牧場



上牧場での作業終了後

平成 28 年度（平川動物園）



厩舎



厩舎内部



コタロウ号



カケル号

平成 28 年度（その他：奄美市福祉施設）



パドック



厩舎内部



厩舎



ハナ号

